資料2-1

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事計画認可申請に係る論点整理について



2020年8月4日 東京電力ホールディングス株式会社

枠囲みの内容は,機密事項に属しますので公開できません。

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.



【説明内容】

▶下記の設計及び工事計画認可申請に係る論点に関する指摘事項に対する回答について説明する。

■論点整理・指摘事項への回答

| No. | 説明項目(論点/指摘事項への回答) | 関連する 主な説明事項 |
|-----|---|----------------|
| 1 | 海水貯留堰等の設計において考慮する津波による荷重等について【指摘事項に対する回答】 | [3]-1 |
| 2 | 耐津波設計における浸水防護重点化範囲等の設計について【指摘事項に対する回答】 | _ |
| 3 | 建物・構築物における地震応答解析モデルの既工認からの変更点【指摘事項に対する回答】 | [3]-4 |
| 4 | 建物・構築物の応力解析における弾塑性解析の採用【指摘事項に対する回答】 | [3]-6 |



<論点1>

海水貯留堰等の設計において考慮する津波による荷重等について 【指摘事項に対する回答】

▶ 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の指摘事項に対する回答

| No. | 実施日 | 指摘事項 |
|-----|------------------------|---|
| 1 | 令和2年6月9日 第866回 審査会合 | 衝突荷重の算定における一連のプロセスの中で、基準津波の押し波や引き波が長時間繰り返し襲来する状況、評価対象物が海水貯留堰である等の柏崎の特異性を踏まえ、選定時刻等の前提条件、衝突物選定の網羅性、抽出された衝突物の初期配置を踏まえた衝突荷重の算定式の適用性等を明確化し、代表性及び保守性を有した衝突荷重の算定となっていることを説明すること。また、衝突物の選定プロセスを踏まえ、 取水口に到達する漂流物の選定プロセスとの差異が明確になるように整理した上で説明すること。 |
| 2 | 令和2年6月9日 第866回 審査会合 | 衝突物の選定について、軌跡解析の評価結果に加えて経時的な津波の流向及び流速を併せた評価結果を 説明すること。また、基準津波1から基準津波3の防波堤の有無等の条件ごとに網羅的に評価結果を説明 すること。 |
| 3 | 令和2年6月9日 第866回 審査会合 | 大湊側護岸部に停車する可能性がある車両について、津波が繰り返し遡上することにより、車両が滑動する ことを踏まえ、取水口への到達評価及び海水貯留堰への到達評価の結果を説明すること。また、到達する場 合には、運用による防止措置又は影響評価の結果を併せて説明すること。 |
| 4 | 令和2年6月9日 第866回 審査会合 | 津波波力の設定について、実際には海水貯留堰に動水圧が作用することを踏まえ、越流前及び越流時の海 水貯留堰に対する圧力分布を解析等で評価した上で、防波堤の耐津波設計ガイドラインを適用することの 適用性及び保守性を説明すること。 |

目次



1. 漂流物による影響について

1.1 概要

- 1.2 漂流物に関する検討事項の整理
- 1.2.1 漂流物に対する要求事項
- 1.2.2 津波に関するサイト特性
- 1.2.3 検討対象及び検討内容
- 1.3. 取水性評価
- 1.3.1 取水性評価対象漂流物の選定
- 1.3.2 通水性への影響評価
- 1.4. 漂流物衝突評価
- 1.4.1 被衝突体の特性の整理
- 1.4.2 衝突荷重評価対象漂流物の整理
- 1.4.3 衝突荷重算定式の適用性の整理
- 1.4.4 衝突荷重の算定方法(浮遊状態の漂流物)
- 1.4.5 衝突荷重の算定方法(滑動状態の漂流物)
- 1.4.6 荷重算定における設計上の配慮
- 1.4.7 漂流物衝突荷重の算定結果
- 2. 海水貯留堰の設計において考慮する波力について
 - 2.1 海水貯留堰における津波波力設定方針



1. 漂流物による影響について

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

6

1.1 概要





<u>図1.1-1:漂流物に関する検討の流れ</u>



1.2 漂流物に関する検討事項の整理

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

8

1.2.1 漂流物に対する要求事項



- 工認審査ガイドより,基準津波に伴う漂流物に対し,以下の設計を行う必要があると整理
- ●基準津波に伴う漂流物により,<u>非常用海水冷却系の通水性が損なわれない</u>こと (<u>取水性評価</u>)

- <工認審査ガイド抜粋>

●基準津波に伴う漂流物の波及的影響により、津波防護施設、浸水防止設備が機能喪失 しないこと(衝突評価)

3.6.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認

【確認内容】

- (3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.1.2)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないこと、又は閉塞防止措置を施していることを確認する。
- 3.7 津波防護施設, 浸水防止設備の設計・評価に係る検討事項
- 3.7.1 漂流物による波及的影響の検討
- 【規制基準における要求事項等】
 - 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物,設置物等が破損,倒壊, 漂流する可能性について検討すること。
 - 上記の検討の結果, 漂流物の可能性がある場合には, 防潮堤等の津波防護施設, 浸水防止設備 に波及的影響を及ぼさないよう, 漂流防止措置または津波防護施設, 浸水防止設備への影響防止 措置を施すこと。

(1)基準津波の選定

- 敷地前面(港湾内)の最高水位を与える津波として<u>基準津波1</u>(日本海東縁部;2領域モデル)を選定
- 敷地前面(港湾内)の最低水位を与える津波として基準津波2(日本海東縁部;2領域モデル)を選定
- 敷地高さが低い荒浜側敷地への遡上影響を評価するため、荒浜側防潮堤前面敷地(防潮堤健全状態)における最高水位を与える津波として基準津波3(海域の活断層;5断層連動モデル)を選定

(2)津波の繰返し性(津波波形は次頁参照)

- 中国大陸, 佐渡島あるいは能登半島からの反射波の影響で, <u>津波の繰返しが比較的長時間継続</u>
- 第一波が最高(最低)水位とならない場合も有り
- ただし一部例外はあるものの,全体傾向としては一定時間経過後は時間の経過とともに津波の振幅は減衰

(3) 汀線方向の敷地の広がり

- 発電所の敷地は<u>汀線方向に2km以上の広がり</u> を有する
- 漂流物に関する検討にあたっては、6号及び7号 機の海水貯留堰を設置する大湊側の敷地のみ ならず、荒浜側の敷地に設置される施設・設備 等についても考慮の必要有り

(4) ソリトン分裂の発生有無

 ● 基準津波1~3において、ソリトン分裂及び砕 波の発生は無し

<u>(5)海底露出</u>

● 引き波時の一部で<u>港湾内の広範囲の海底が</u> 露出



図1.2-1:発電所敷地の概要と港湾内海底の露出範囲

ΤΞΡϹΟ

1.2.2 津波に関するサイト特性(2/2)



TEPCO

【取水性評価】

- 取水口に到達し得る漂流物を抽出し、それらにより通水性が損なわれない(<u>取水口が閉塞しな</u> い)ことを確認
- 漂流物の抽出にあたっては, 漂流の他, 滑動も考慮し取水口への到達有無を判断
- また,前述の津波に関するサイト特性(津波の繰返し性)も考慮し保守的となるよう漂流物を抽出

【漂流物衝突評価】

- 表1.2-1に示す整理を実施し、被衝突体として6号及び7号機海水貯留堰を選定
- 海水貯留堰に到達し得る漂流物を抽出し、それらの<u>衝突により海水貯留機能が喪失しない</u>ことを確認
- 漂流物の抽出にあたっては、

 【取水性評価】において考慮する漂流物を考慮
- 衝突荷重の算定にあたっては, 漂流物の衝突モードを考慮し, 適切な荷重算定式を適用

| 津波防護施設及び 浸水防止設備 | 範囲内/外※ | 漂流物衝突 評価対象 | 対象外とする理由 | | | |
|--------------------|--------|---------------|---|--|--|--|
| 7号機海水貯留堰 範囲内 | | 0 | _ | | | |
| 6号機海水貯留堰 | 範囲内 | 0 | _ | | | |
| 取水槽閉止板 | 範囲内 | × | 取水路最奥の補機冷却用海水取水槽に設置するものであり, 漂 流物が到達しないため | | | |
| 水密扉 | 範囲外 | × | 基準津波が直接到達する範囲外に設置されるため | | | |
| 床ドレンライン閉止治具 | 範囲外 | × | 基準津波が直接到達する範囲外に設置されるため | | | |
| 貫通部止水処置 | 範囲外 | × | 基準津波が直接到達する範囲外に設置されるため | | | |

表1.2-1:被衝突体に関する整理

※基準津波が直接到達する範囲内に設置されるか、範囲外に設置されるか

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社



1.3 取水性評価

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

13

1.3.1 取水性評価対象漂流物の選定

- ■「津波の繰返し性」を踏まえ、水位変動がある程度収まる<u>地震発生後12時間までの期間に取水口に</u> <u>到達し得る漂流物を取水性評価対象漂流物</u>として抽出
- 抽出する漂流物は、浮遊状態で到達し得るものに加え、滑動状態で到達し得るものについても抽出
- ●「浮遊状態」で到達し得るものについて、以下の STEPで整理
 - STEP1: 漂流物化防止<u>対策を実施しない</u>
 場合に,取水口に到達する漂流物を抽出
 - STEP2: <u>漂流物化防止対策</u>により, 漂流 物化させない設備を除外
- ●「滑動状態」で到達し得るものについて,以下の 観点で整理
 - 滑動という事象の特性を踏まえ、構内(海 域・陸域)のうち、施設・設備等の滑動有 無を評価する対象範囲を設定
 - ▶ 評価対象物の特性を踏まえ,滑動有無を 評価



図1.3-1:取水口への到達有無の評価フロー



<u>STEP1の整理概要</u>

<u>(1)構外(海域·陸域)</u>

- ●基準津波1~3について,流向・流速の検討に加え,軌跡シミュレーションを実施し<u>12時間の間で</u> 取水口に到達し得る漂流物を整理
- ●検討の結果,津波発生時に港湾口付近に漂流物が存在した場合,取水口に到達する可能性が 示されたことから,発電所近傍で航行不能となった船舶を到達し得る漂流物と整理

<u>(2)構内(海域)</u>

●港湾内に入港する, <u>燃料等輸送船</u>, <u>浚渫作業関連船舶</u>及び<u>その他作業船</u>について, 浮遊状態 で到達し得る漂流物として整理

<u>(3)構内(陸域)</u>

- <u>大湊側海岸線</u>に設置・仮置きされる施設・設備等については、 <u>浮遊するものは到達し得る漂流物</u>として整理
- 荒浜側海岸線に設置・仮置きされる施設・設備等については、検討対象期間が12時間と比較的長期間であることを考慮し、基本的には浮遊するものは到達し得る漂流物として整理。 ただし、浮遊時間が10分程度に限定される<u>車両</u>については、120分間の流向・流速を考慮し、<u>到</u> <u>達しない</u>と整理
- <u>荒浜側防潮堤内敷地</u>については、 荒浜側防潮堤が無いと仮定しても、 <u>有意な漂流物が海域に流</u> 出し、取水口に到達することは無いと整理

1.3.1.1 浮遊状態で取水口に到達し得る漂流物の整理 (2/7)



<u>STEP1の整理概要</u>



<u>図1.3-2:STEP1で抽出される漂流物の概略配置</u>



<u>STEP1 <構外(海域・陸域)の評価詳細></u>

- ●基準津波1~3について、流向・流速・軌跡シミュレーションの検討を実施し、<u>12時間の間で取水口</u>
 <u>に到達し得る漂流物</u>を整理
- ●検討の結果,<u>初期配置が港湾口近傍の漂流物について取水口に到達する可能性有り</u>と整理 (結果詳細は参考資料1-1参照。ここでは軌跡シミュレーションの結果を図1.3-3に示す。)
- ●発電所近傍に海上設置物は無く,発電所周辺に定期航路は無いが,航行不能となった船舶が津波時に港湾口近傍に存在する場合取水口に到達する可能性があるため,航行不能船舶を抽出
- ●発電所近傍に位置する荒浜漁港に停泊する船舶については,発電所に到達しないことを確認





STEP1<荒浜側防潮堤内敷地の評価詳細>

- 荒浜側防潮堤内敷地には特有の設備として, 漂流時の影響が大きいタンク類を設置
- ●タンクに係る詳細評価として荒浜側防潮堤内敷地における流向・流速・軌跡シミュレーションの検討を以下のとおり実施(結果詳細は参考資料1-2参照。ここでは軌跡シミュレーションの結果を図1.3-5に示す。)
- ●なお, 荒浜側防潮堤が無いと仮定しても, 資機材等の漂流影響は荒浜側海岸線における評価と同様と 整理可能
 - ⇒ <u>流向・流速に関する検討の結果, 荒浜側防潮堤が無いと仮定してもタンク類が海域に流出し, 取水</u> <u>□に到達することはないことを確認</u>



1.3.1.1 浮遊状態で取水口に到達し得る漂流物の整理 (5/7)



<u>STEP1<整理結果></u>

<u>表1.3-1:浮遊状態漂流物の整理(STEP1)</u>

| 設置場所情報 | | | 括粘 | 由容.夕称. 提选等 | 壬旦 | |
|------------|------------------|-------------------|-----|--|--------------|--|
| 海域/陸域 | 構内/構外 | 場所 | | 内谷・石林・博坦寺 | 王里 | |
| | 構外 | 発電所周辺 | 船舶 | 発電所近傍で航行不能となった船舶 | 約15t | |
| | | | | 燃料等輸送船 | 総トン数 約5,000t | |
| | | | | 浚渫作業関連船舶 | 総トン数 約500t | |
| 海域 | 構内 | 発電所港湾内 | 船舶 | 港湾設備保守点検作業船 (大湊側港湾内及び荒浜側港湾内のゴムボート含む。) | 30t 未満 | |
| | | | | 海洋環境監視調査作業船 | 30t 未満 | |
| | | | | 温排水水温調査作業船 (大湊側港湾内及び荒浜側港湾内のゴムボート含む。) | 15t 未満 | |
| | 構外 | 発電所周辺 | | 対象無し | | |
| | 構内 | 大湊側海岸線 | 車両 | 対象:軽自動車,乗用車,中型/大型トラック,ユニック, バキューム車,小型/大型建設用車両 | 約0.7t~約45t | |
| | | | 資機材 | ユニットハウス | 1t 未満 | |
| | | | | 角材,排水用ホース,カラーコーン | 数kg | |
| 陸域 | | 構內 荒浜側海岸線(護岸部) | タンク | LLW輸送容器 | 約1.2t | |
| | | | | LLW輸送容器を積載した車両 | 約19t | |
| | | | 資機材 | ユニットハウス | 1t 未満 | |
| | | | | 角材,排水用ホース,カラーコーン | 数kg | |
| | | 荒浜側海岸線(護岸部外) | 植生 | 保安林 | 約140kg | |
| ©Tokvo Fle | ctric Power Comr | 荒浜側防潮堤内敷地 | | | | |



<u>STEP2<整理方針></u>

■ 表1.3-1に示す漂流物のうち、「船舶」、「車両」及び「タンク」について以下の漂流物化防止対策に より、取水口に到達しない設計(運用)を志向

(1)船舶(参考4-1~参考4-3参照)

- ●燃料等輸送船は<u>退避</u>
- ●浚渫作業関連船舶(浚渫船, 揚錨船, 曳船及び土運船)については, <u>係留</u>等により漂流 防止を実施
- ●その他作業船についても基本は<u>退避</u> ただし、大<u>湊側港湾内及び荒浜側港湾内(カーテンウォールより内側)で作業</u>を実施する場合 は退避不可となる状況を想定し、ゴムボートのみ利用可能とする使用制限を実施

(2) 車両(参考4-4参照)

- ●<u>軽車両</u>については浮遊し,<u>到達し得る</u>ものと整理
- ●密度評価を実施し、1.05t/m³を超える物は浮遊しないと整理
- ●軽車両以外の車両で, 密度が1.05t/m³以下となるものは, 代替車両(軽自動車か密度が 1.05t/m³を超える車両)を利用するか, 浮遊しないよう<u>退避時気相部開放運用</u>を適用

(3) タンク(LLW輸送容器)(参考4-5参照)

 ●<u>LLW輸送容器</u>については、<u>LLW輸送車両への固縛、重りの積載</u>等により密度が1.05t/m³を 超える状態を維持する運用を実施



<u>STEP2<整理結果></u>

| 設置場所情報 | | | 括米百 | 由容.夕称,堪类笠 | 舌旦 |
|--------|-------|------------------|-----------------|--------------------|--------|
| 海域/陸域 | 構内/構外 | 場所 | 作生大只 | | 里里 |
| | 構外 | 発電所周辺 | 船舶 | 発電所近傍で航行不能となった船舶 | 約15t |
| 海域 | 楼内 | 発電所港湾内 | 向八 向台 | 港湾設備保守点検作業船(ゴムボート) | 1t 未満 |
| | 作用的 | | がロがロ | 温排水水温調査作業船(ゴムボート) | 1t 未満 |
| | 構外 | 発電所周辺 | _ | 対象無し | |
| | 構内 | 大湊側海岸線 | 車両 | 軽自動車 | 1t 以下 |
| | | | 資機材 | ユニットハウス | 1t 未満 |
| | | | | 角材,排水用ホース,カラーコーン | 数kg |
| 陸域 | | 荒浜側海岸線 | 側海岸線 資機材 岸部) | ユニットハウス | 1t 未満 |
| | | (護岸部) | | 角材,排水用ホース,カラーコーン | 数kg |
| | | 荒浜側海岸線 (護岸部外) | 植生 | 保安林 | 約140kg |
| | | 荒浜側防潮堤内敷地 | | 対象無し | |

<u>表1.3-2:浮遊状態漂流物の整理(STEP2)</u>

<u>整理方針</u>

- ●図1.3-6に示す通り、大湊側港湾内海底標高がT.M.S.L.-5.5mに対し、その南側の海底標高は約 T.M.S.L.-10m(一部約T.M.S.L.-13m)であることから、仮に荒浜側敷地等に設置される施設・ 設備等が滑動により海域に流出した場合でも海水貯留堰に到達することはないため、滑動評価は、大 <u>湊側港湾内及び大湊側敷地の津波遡上範囲に設置・仮置きされる施設・設備等を対象</u>として実施 (浮遊状態で到達し得る漂流物は除く。)
- ●上記滑動評価の対象について,形状・重量・構成部材等を考慮し,滑動有無を評価



1.3.1.2 滑動状態で取水口に到達し得る漂流物の整理 (2/2)



<u>整理結果</u>

表1.3-3: 滑動状態漂流物の整理

| 設置場所情報 | | 括粘 | 中容 夕称 堪浩笠 | 舌旦 | | |
|--------|-------|----------------|-----------|---|--|--------|
| 海域/陸域 | 構内/構外 | 場所 | | 程規 | | |
| 海北北 | 構外 | 発電所周辺 | _ | 対象無し | | |
| 西现 | 構内 | 発電所港湾内 | 防波堤 | 捨石・砕石 | 約100kg | |
| | 構外 | 発電所周辺 | _ | 対象無し | _ | |
| | 構内 | 大湊側海岸線 一般構築 | | 車両 | 乗用車, 中型/大型トラック, ユニック, バキューム車, 小型建設用車両 | 最大約14t |
| 陸域 | | | 資機材 | 足場板,角パイプ,工具収納棚,単管パイプ,洗浄機,二輪車, 水中ポンプ,単管バリケード,脚立,仮設電源・動力・分電盤, ハウジングカバー(バー回転式スクリーン,トラベリングスクリーン), スクリーン点検用架台・治具,開口部養生板・治具,渉り歩廊, 仮設作業床,台車乗り上げ台,仮設手摺,工具箱,受け架台, 発電機 | 1t 未満 | |
| | | | 一般構築物 | 監視カメラ, 拡声器, 標識, 鉄骨(小片), コンクリート(小 片), 海水放射能モニタ | | |

く通水性への影響評価(各種諸元)>

<u>浮遊状態漂流物</u>

- ●「浮遊状態」で到達し得る漂流物のうち,<u>最も水面下断面積が大きい「発電所近傍で航行不能と</u> <u>なった船舶」</u>が取水口に到達するとして影響評価を実施
- また,集積影響の考慮として,長期間浮遊する漂流物のうち,<u>最も喫水が大きい航行不能船舶の</u> <u>喫水高さで一様に取水口が塞がれたと仮定</u>し影響評価を実施

○ 取水口呑口断面寸法 ▶ 高さ : 7.6m(平均潮位下約5.5m) ▶幅:39m(6.5m×6門) ➢ 平均潮位下断面積:約210m² ○ 非常用海水冷却系必要水量 > 通常時(循環水系)の5%未満 •循環水系定格流量;約5,300m3/分 •非常用海水冷却系定格流量;約180m3/分 ○ 航行不能船舶寸法 ▶ 長さ :約15m ▶ 幅 :約4m ▶ 喫水:約1m ▶ 水面下断面積:約15m² ○ 集積影響評価 ▶幅 :39m ▶ 喫水 :約1m 図1.3-8: 浮游状態の漂流物による通水性への影響評価 ▶ 水面下断面積:約39m² 非常時通水量(非常用海水冷却系定格流量)は,通常時通水量(循環水系定格流量)の5%未満 \checkmark

✓ 集積影響を保守的に考慮した場合でも、80%以上の開口面積が確保可能であり、非常用海水冷 却系の取水性に影響は無い

<u>滑動状態漂流物</u>

- ●「滑動状態」で到達し得る漂流物のうち, <u>最も断面積が大きい「バキューム車」</u>が取水口に到達する として影響評価を実施
- また, 集積影響の考慮として, <u>最も高さの大きいバキューム車の高さで一様に取水口が塞がれたと仮</u> <u>定</u>し影響評価を実施





1.4 漂流物衝突評価

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社



<u>(1)被衝突体</u>

●海水貯留堰

(2)設置目的

●引き波時の水位が,原子炉補機冷却海水ポンプの設計取水可能水位(T.M.S.L.-4.92m)を 下回っている間でもポンプの取水が可能となるよう海水の貯留機能を有する海水貯留堰を設置

(3)位置·構造·仕様等

- 6 号及び 7 号機のそれぞれの取水口前面に鋼管矢板を連接する形で設置
- ●天端高さはT.M.S.L.-3.5m(海底面高さはT.M.S.L.-5.5m)であり, 通常時は海中に没水



1.4.1 被衝突体の特性の整理(2/2)

<u>(4)設置形態を考慮した衝突モード</u>

- ●取水口に到達し得る漂流物はすべて海水貯留堰にも到達し衝突すると想定
- ●浮遊状態で漂流する漂流物が海水貯留堰に<u>気中衝突する事象</u>は、水位が<u>T.M.S.L.-3.5mを下</u>
 回る期間のみ発生
- ●基準津波1~3の水位時刻歴より、水位がT.M.S.L.-3.5mを下回る期間は、表1.4-1のとおり

| 基準津波 | 防波堤の状況 | 海水貯留堰の天端が露出する期間 (7号機取水口前面水位がT.M.S.L3.5mを下回る期間) | |
|------|--------|---|--|
| | 健全 | 無し | |
| 1 | 1m沈下 | 無し | |
| T | 2m沈下 | 無し | |
| | 無し(消失) | 地震発生後2時間まで | |
| | 健全 | 地震発生後2時間まで | |
| С | 1m沈下 | 地震発生後2時間まで | |
| Z | 2m沈下 | 地震発生後2時間まで | |
| | 無し(消失) | 地震発生後 <u>9時間</u> まで | |
| | 健全 | 無し | |
| 2 | 1m沈下 | 無し | |
| 2 | 2m沈下 | 無し | |
| | 無し(消失) | 地震発生後 <u>1時間</u> まで | |

表1.4-1:海水貯留堰の天端が露出する期間

1.4.2 衝突荷重評価対象漂流物の整理

■ 衝突荷重を評価する漂流物は表1.3-2及び表1.3-3に整理する取水性評価の対象漂流物と同様とし、両者を合わせて表1.4-2に整理する。

表1.4-2: 衝突荷重を評価する漂流物(取水性評価対象漂流物と同様)

| 状態 | 設置場所情報 | | 括米百 | 内容,夕称,堪洪笠 | 舌旦 | |
|----|------------|--------|----------|-----------|---|---------|
| | 海域/陸域 | 構内/構外 | 場所 | 化生大只 | 的台。石柳。佛垣寺 | 半里 |
| | 海域 | 構外 | 発電所周辺 | 舟沿舟白 | 発電所近傍で航行不能となった船舶 | 約15t |
| | | 構内 | 発電所港湾内 | 船舶 | 作業船(ゴムボート) | 1t 未満 |
| | | | | 車両 | 軽自動車 | 1t 以下 |
| 浮遊 | | | 大湊側海岸線 | 次 继 + + | ユニットハウス | 1t 未満 |
| | 陸 北 | 楼内 | | 貝饭们 | 角材,排水用ホース,カラーコーン | 数kg |
| | 产生现 | 均 1月13 | 荒浜側海岸線 | 資機材 | ユニットハウス | 1t 未満 |
| | | | | | 角材,排水用ホース,カラーコーン | 数kg |
| | | | | 植生 | 保安林 | 約140kg |
| | 海域 | 構内 | 発電所港湾内 | 防波堤 | 捨石·砕石 | 約100kg |
| 滑動 | 陸域 | 域構内 | | 車両 | 乗用車, 中型/大型トラック, ユニック, バキューム車, 小型建設用車両 | 最大約14t |
| | | | 構内大湊側海岸線 | 資機材 | 足場板,角パイプ,工具収納棚,単管パイプ,洗浄機,二輪車, 水中ポンプ,単管バリケード,脚立,仮設電源・動力・分電盤, ハウジングカバー(バー回転式スクリーン,トラベリングスクリーン), スクリーン点検用架台・治具,開口部養生板・治具,渉り歩廊, 仮設作業床,台車乗り上げ台,仮設手摺,工具箱,受け架台, 発電機 | 1t 未満 |
| | | | | 一般構築物 | 監視カメラ, 拡声器, 標識, 鉄骨(小片), コンクリート(小片), 海水放射能モニタ | 100kg以下 |

TEPCO

1.4.3.1 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~既往の評価式~



既往の漂流物衝突荷重算定式について、各式導出にあたって実施した実験の条件に加え、前記で整理した衝突荷 重を算定する衝突物の種類、漂流物の存在位置等を踏まえ、各式の適用性を以下のとおり整理

| 出典 | 種類 | 記載概要 | 適用性 |
|-------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 松冨ほか (1999) | 流木 | ・ 円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突荷重算定式を提案 ・ 水理模型実験及び空中衝突試験において,流木を被衝突体の前面 に設置した状態で衝突させている。 | 実現象を再現するパラメータを適切に定める必要があるという 課題はあるものの, 「 <u>直近海域」</u> からの流木に対して適用可 能と判断する。 |
| 池野・田中 (2003) | 流木 | 円柱,角柱及び球の形状をした木材による漂流物の衝突荷重算定式 を提案 衝突体を被衝突体の前面に設置した状態で衝突させている。 | 実験の模型縮尺(1/100)を考慮すると, 原子力発電所 における漂流物衝突事象への適用は困難と判断する。 |
| 道路橋 示方書 (2002) | 流木等 | ・橋(橋脚)に自動車,流木あるいは船舶等が衝突する場合の漂流物の衝突荷重算定式を提案 ・漂流物が流下(漂流)してきた場合に,表面流速を与えることで漂流流速に対する荷重を算定可能 | 漂流物流下(漂流)してきた場合を想定している算定式で あり, 「前面海域」からの漂流物に対して適用可能と判断する。 |
| 水谷ほか (2005) | לזעב | 漂流するコンテナによる漂流物の衝突荷重算定式を提案 被衝突体の直近のエプロン上にコンテナを設置した状態で衝突させている。 | エプロン上にコンテナを設置して衝突力を求めるという特殊な実 験により得られた式であり、柏崎刈羽原子力発電所において 想定している状況と異なるため、適用は困難と判断する。 |
| 有川ほか (2007, 2010) | 流木 コンテナ | ・ 鋼製構造物(コンテナ等)による漂流物の衝突荷重を提案 ・ コンテナを被衝突体の前面に設置した状態で衝突させている。 | 剛性に係る「k」値を設定することが困難であるため,「k」値が 実験で直接確認されている流木以外への適用は困難と判断 し, 「 <u>直近海域」</u> からの漂流物に対して適用可能と判断する。 |
| FEMA (2012) | 流木 コンテナ | ・ 非減衰系の振動方程式に基づき導出した荷重算定式を提案 ・ 適用にあたっては、個別の漂流物に対して軸剛性を適切に定める必要がある。 | 実現象を再現する軸剛性を適切に定める必要があるという課 題はあるものの, 「 <u>直近海域」</u> からの漂流物に対して適用可 能と判断する。 |
| FEMA (2019) | 流木 乗用車 石材・コン殻 コンテナ 船舶・台船 | 非減衰系の振動方程式に基づき導出した荷重算定式を提案 適用にあたっては、個別の漂流物に対して軸剛性を適切に定める必要がある。 先行版では、過度に保守的な漂流物衝突荷重であることを踏まえ、最新のASCE7-16の知見に基づき漂流物荷重算定式が見直されているものである。 ASCE7-16によれば、海底を滑動する際の衝突荷重が例示されている。 | 実現象を再現する軸剛性を適切に定める必要があるという課 題はあるものの, 「 <u>直近海域」</u> からの漂流物に対して適用可 能と判断する。 |

表1.4-3: 既往の漂流物衝突荷重算定式及び適用性の整理

1.4.3.2 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~整理方針~

- ΤΞΡϹΟ
- 柏崎刈羽原子力発電所の津波に関するサイト特性及び被衝突体の特性を踏まえ,既往の評価式の適用性を以下の観点で整理を実施
 - ソリトン分裂及び砕波の発生有無
 - ⇒ <u>分裂波又は砕波の発生位置よりも陸側に漂流物が侵入する場合</u>,表1.4-3にお ける「直近海域」からの漂流物に該当すると整理
 - <u>海底露出の範囲</u>
 - ⇒ <u>港湾内の海底が露出する際に,露出範囲内に漂流物が存在</u>する場合,表1.4-3における<u>「直近海域」</u>からの漂流物に該当すると整理
 - <u>気中衝突の有無</u>
 - ⇒ <u>海水貯留堰の天端が露出する際</u>(取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mとなる際) に、<u>海水貯留堰の近傍に漂流物が存在</u>する場合、表1.4-3における「直近海域」 からの漂流物に該当すると整理

1.4.3.3 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~ソリトン分裂~



- 分裂波又は砕波の発生位置よりも陸側に漂流物が侵入する場合,表1.4-3における「直近海域」からの漂流物に該当と判断
- 数値解析により,以下のとおりソリトン分裂及び砕波発生有無を評価





- 基準津波の波形等から砕波が発生する ような段波形状は見られない。
 - 水面勾配は最大で2.57°であり、松山
 ら(2005)における水面勾配の砕波限
 界30°~40°に比べ十分小さい。

- 上記評価より, ソリトン分裂及び砕波のいずれも発生しないと整理
- 柏崎刈羽原子力発電所においては、ソリトン分裂及び砕波の観点では、「直近海域」から の漂流物は存在しないと判断

1.4.3.4 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~海底の露出範囲~ **TEPCO**

- 基準津波2の地震発生後2時間付近の引き波時に, <u>沖合約600mまでの港湾内で海底が露出</u>する 事象を確認
- 表1.4-2に示す浮遊状態の漂流物のうち, 「航行不能船舶」及び「保安林」以外の漂流物は上記時間帯で海底露出範囲に存在する可能性があるため, 「直近海域」からの漂流物に該当すると整理
- 一方で, 「<u>航行不能船舶」及び「保安林」</u>については流向・流速・軌跡シミュレーションの結果から, 上 記時間帯で港湾内露出範囲に侵入しないことが確認されたため, 海底露出範囲の観点では,「直 近海域」からの漂流物には該当しないと整理

(検討結果の詳細参考1-3参照。ここでは軌跡シミュレーションの結果を図1.4-5に示す。)



1.4.3.5 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~気中衝突の発生有無~(1/6) **TEPCO**

- 取水口前面水位が海水貯留堰の天端高さT.M.S.L.-3.5mまで低下する期間に漂流物が海水貯留堰近傍に存在 する場合,<u>気中衝突の発生の可能性有り</u>
- 「航行不能船舶」及び「保安林」について、取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mを下回るケースにおける挙動を確認し、気中衝突の発生有無を評価
- 気中衝突有無の判定にあたっては、前記の港湾内の露出範囲(汀線から600m)及び、港湾内の流向を考慮※ し、図1.4-6に示す範囲を気中衝突が発生し得る海水貯留堰近傍となると整理し、表1.4-3における「直近海域」 として扱い、それ以外を「前面海域」として扱う
- 地震発生後から取水口前面水位が<u>T.M.S.L.-3.5mまで低下する期間において、上記「直近海域」に侵入する場合は、「直近海域」からの漂流物に該当する</u>ものと整理
- ※参考1-1,図参1-1-2,265minに示す通り,港湾内に流入した津波は大きく大湊側に向かう流れと荒浜側に向かう流れに分岐する。 ここでは上記分岐境界を保守的に南側突堤付近と整理し,「直近海域」と「前面海域」の境界線を設定した。



1.4.3.5 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~気中衝突の発生有無~(2/6) **T=PCO**

■ 基準津波1~3の防波堤あり/なしのケースについて, 12時間の取水口前面水 位時刻歴及び発電所周辺の漂流物の挙動を確認し、以下のとおり整理

【防波堤あり】

- 基準津波1,3では取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mまで低下しない。
- <u>基準津波2</u>では取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mまで低下するとともに, 流向・流速・軌跡シミュレ ーションの傾向から,12時間のうちいずれかの時間帯で「直近海域」に侵入する可能性が示された。

【防波堤なし】

- 基準津波1~3全てのケースで取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mまで低下する。
- ただし,流向・流速・軌跡シミュレーションの傾向から,<u>12時間のうちいずれの時間帯でも「直近海域」</u> に侵入しないと判断できる。
 - ※ 発電所周辺海域のおける漂流物の挙動に係る検討の詳細は参考1-4参照。 次頁には軌跡シミュレーションの結果を示す。



取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mまで低下するとともに12時間のいずれかの時間帯 で航行不能船舶等が「直近海域」に侵入する可能性が示された, 基準津波2 (防波 堤ありケース) について, 取水口前面水位がT.M.S.L.-3.5mまで低下している期間に おいて,漂流物が「直近海域」に侵入するか詳細検討を実施する。

1.4.3.5 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~気中衝突の発生有無~(3/6) **TEPCO**



図1.4-7:7号機取水口前面水位と発電所周辺の漂流物の挙動(防波堤あり)



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社
1.4.3.5 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~気中衝突の発生有無~(5/6) **TEPCO**



1.4.3.5 衝突荷重算定式の適用性の整理 ~気中衝突の発生有無~(6/6) **TEPCO**

- また,港口付近(赤点)についても,津波第二波後の引き波,津波第三波による押し波・引き波に応じて変化することが確認された。
- 港口付近への移動は主に津波来襲により生じる流れにより 生じており、この際、取水口前面水位が上昇し、高い状態となっている。



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

1.4.4 衝突荷重の算定方法 (浮遊状態の漂流物)



■ 以上の検討を踏まえ、漂流物の存在位置及び種類・材質等による包含関係を考慮し、具体的に衝突荷重を算定する浮遊状態の漂流物と適用式を表1.4-4のとおり整理

| 設置場所情報 | | | | | 海海物の | | 皙屮 | | |
|-----------|-----------|--------|-----|------------------|--------|------|---------|----|------------------|
| 海域/ 陸域 | 構内/ 構外 | 場所 | 種類 | 内容·名称·構造等 | 重量 | 存在位置 | 包含関係 | 対象 | 適用式 |
| 海域 | 構外 | 発電所周辺 | 船舶 | 発電所近傍で航行不能となった船舶 | 約15t | 前面海域 | - | 0 | 道路橋示方書 (2002) |
| | 構内 | 発電所港湾内 | 船舶 | 作業船(ゴムボート) | 1 t未満 | 直近海域 | 軽自動車に包含 | × | _ |
| 陸域 | 構内 | 大湊側海岸線 | 車両 | 軽自動車 | 1t 以下 | 直近海域 | _ | 0 | FEMA(2012) |
| | | | 資機材 | ユニットハウス | 1t 未満 | 直近海域 | 軽自動車に包含 | × | _ |
| | | | | 角材,ホース,カラーコーン | 数kg | 直近海域 | 軽自動車に包含 | × | _ |
| | | 荒浜側海岸線 | 資機材 | ユニットハウス | 1t 未満 | 直近海域 | 軽自動車に包含 | × | _ |
| | | | | 角材,ホース,カラーコーン | 数kg | 直近海域 | 軽自動車に包含 | × | _ |
| | | | 植生 | 保安林 | 約140kg | 前面海域 | - | 0 | 道路橋示方書 (2002) |

表1.4-4:浮遊状態漂流物の整理(STEP2)

1.4.5 衝突荷重の算定方法 (滑動状態の漂流物) (1/2) **TEPCO**

<u><滑動状態での衝突について></u>

- 海底を滑動するものの衝突荷重算定式は,比較的少ない。
- <u>FEMA (2019)</u>によれば、漂流物の衝突に関して、最新のASCE/SEI 7-16 (米国土木学会基準、2016)に従うように記載されている。
- ASCE/SEI 7-16によれば、流速4m/sの条件下で石材・コンクリート殻(2,270kg)が海底を滑 動する際の衝突荷重が以下のとおり例示されている。重要度係数I_{tsu}は、津波のリスク分類に応じて 1.0~1.25が適用されるが、ここではI_{tsu}=1.25とする。

Fi = 36×I_{tsu} = 36×1.25 = 45 (kN) (ここで, Fi:設計衝突力, I_{tsu}:重要度係数)

■ 参考としてASCE/SEI 7-16の例示に基づき、バキューム車(14t)が海底を滑動した場合の衝突 荷重を算定すると、下記のとおりとなり、FEMA(2012)より算定した<u>軽自動車の衝突荷重(499</u> <u>kN)に包含</u>される。

Fi = 36×1.25×(6/4)×(14,000/2,270)^{0.5} = 168 (kN) (流速:6m/s, 衝突物重量:14tで補正)

- 車両の有効軸剛性は石材・コンクリート殻が塊として有する剛性に比べ小さいと想定される。したがって、 車両の有効軸剛性を精緻に考慮して衝突荷重を算定すると、上記で算定したものより小さくなるもの と考えられる。
- なお、その他滑動状態で衝突する可能性があるものとして、<u>資機材(ハウジングカバー等)や一般構築物(監視カメラ等)</u>が挙げられるが、それらの<u>重量は1.0t以下</u>であるため、バキューム車の荷重に 包含される。

1.4.5 衝突荷重の算定方法 (滑動状態の漂流物) (2/3) **TEPCO**

<u>く海水貯留堰への直接落下について></u>

- 引き波時に大湊側護岸部を滑動する車両等が海水貯留堰の護岸接続部直上から海域に落下し、 海水貯留堰に直接衝突する事象について検討した。
- 引き波時に車両等が護岸部を滑動するには護岸部に一定程度の水深が必要だが、<u>海水貯留堰が</u> <u>露出する時刻</u>には護岸部の海水はほとんど残らず滑動が停止しているため、直接衝突することはない。
- また, 護岸部で滑動し<u>落下の可能性がある時間帯</u>は, 取水口前面海域の<u>水位が海水貯留堰の天</u> 端標高T.M.S.L-3.5mよりも高く, <u>気中落下衝突のような衝撃的な荷重は発生しない</u>。



1.4.6 荷重算定における設計上の配慮



① 漂流物衝突速度

⇒大湊側港湾内全域における海水貯留堰方向の最大流速5.64m/sを切り上げ6.0m/s

② 衝突荷重を作用させる標高

⇒最も厳しくなる海水貯留堰天端に衝突荷重を作用させる

③ 津波荷重と漂流物衝突荷重の組合せ

⇒保守的に津波の最大荷重(越流直前の波力)と漂流物による最大荷重が同時に作用と仮定





表1.4-5: 漂流状態で衝突する漂流物の衝突荷重算定結果

| 種類 | 内容·名称 | 重量 漂流物の 存在位置 | | 適用式 | 漂流物衝突荷重[kN] | |
|----|--------|------------------|------|--------------|-------------|--|
| 船舶 | 航行不能船舶 | 15t | 前面海域 | 道路橋示方書(2002) | 89 | |
| 車両 | 軽自動車 | 1t 以下 | 直近海域 | FEMA (2012) | 499 | |
| | | | | 道路橋示方書(2002) | 1 | |
| 流木 | 保安林 | 約140kg | 前面海域 | FEMA (2012) | (参考値※)143 | |
| | | | | 松冨ほか(1999) | (参考値※)424 | |
| | | | | 有川ほか(2010) | (参考値※)274 | |

※ 保安林については前述のとおり「前面海域」からの漂流物と整理できるため道路橋示方書にて衝突荷重を算定。 ただし、基準津波発生時に、既に港湾内に流木(津波由来のものではない。)が存在する可能性を考慮し、参考として 流木の重量を保安林の重量と同等と仮定し、FEMA(2012)等による算定値を記載。 それらの荷重はいずれも軽自動車に包絡される。

<u>表1.4-6 : 滑動状態で衝突する漂流物の衝突荷重算定結果</u>

| 種類 | 内容·名称 | 重量 | 状態 | 荷重算定方法 | 漂流物衝突荷重[kN] |
|----|---------|-----|----|---------|-------------|
| 車両 | バキューム車等 | 14t | 滑動 | 1.4.5参照 | (参考値) 168 |



2. 海水貯留堰の設計において 考慮する波力について

【1.はじめに】

- 海水貯留堰に作用する津波波力にあたっては、「防波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省港湾局)」に基づいて、 静水圧による津波波力(津波避難ビルの暫定指針※1等)を考慮している。
- 柏崎刈羽原子力発電所の敷地前面海域では、ソリトン分裂は認められないことから、非線形長波理論に基づいた平面2次 元解析の結果を用いて津波波力を算定することは妥当であると考えられる。
- また、襲来する津波は、水面勾配が最大で2.57°と緩やかであり、ゆっくりとした水位上昇と下降を繰り返す特性を有することから、海水貯留堰の内外の静水圧差より津波波力を算定することは妥当であると考えられる。
- 本検討では、津波の特性を踏まえ、平面2次元解析から得られる水深と流速を用いて作用する流体力を算定し、流体力と 静水圧差による津波波力とを比較することにより、「防波堤の耐津波設計ガイドライン」に基づく静水圧による津波波力の算 定方法の適用性を確認する。
- 【2.検討方針】
- 図2-1に示す検討フローに従って検討を行う。
- 【3.流体力算定式】
- 本検討では, <u>FEMA(2012) による算定式</u>を適用する。
- FEMA(2012)の算定では、水深hと流速uの2乗の積を流束とし、流束の時刻歴最大値を適用していることから、津波シミュレーション結果より流束の最大値を抽出した上で、流体力を算定する。





の構造上の要件に係る暫定指針

2.1 海水貯留堰における津波波力設定方針(2/2)

- 【4.流体力算定で用いる流速と水深】
- 海水貯留堰に作用する流体力の算定にあたっては、<u>海水貯留堰前面の水位が最も低くなることや海水貯留堰の最大内</u> <u>外水位差が最も大きくなる</u>ことを考慮し、<u>基準津波2の結果を抽出</u>する。
- <u>津波の流速及び水深の抽出</u>にあたっては、図2-2に示す<u>海水貯留堰外側の各格子における流速と水深の時刻歴を算出</u>し、全時刻歴における流速と水深により求められる流束hu²の最大値を確認する。
- 越流直前及び越流時ともに、防波堤なしのケースでの6号機海水貯留堰西側前面で流束hu²の最大値を確認した
 (図2-3)。



図2-2:流速及び水深の評価位置

- 【5.流体力と津波波力との比較結果】
- 流体力と津波波力の比較を表2-4に示す。
- 【6.まとめ】
- 津波による流体力と海水貯留堰の設計で考慮している津波 波力を比較した結果,<u>越流直前および越流時のいずれの場</u> 合も,「防波堤の耐津波設計ガイドライン」に基づく<u>静水圧に</u> よる津波波力が大きくなることから、その<u>適用性を確認</u>した。



表2-4:流体力と津波波力の比較

| | 津波による 流体力 | 海水貯留堰の設計 で考慮している津波波力 | | |
|------|------------------|-------------------------|--|--|
| | (kN/m) | (kN/m) | | |
| 越流直前 | 29.5 | 80.8 | | |
| 越流時 | 36.1 | 40.4 | | |





【参考1】 流向・流速を用いた検討の概要



| No. | 本文図との対応 | 内容 |
|-------|--|---|
| 参考1-1 | 「図1.3-3 : 構外(海域・陸域)の漂流物の 挙動」 | 取水口に到達する可能性がある漂流物の挙動に関する検討 港口から港湾内への流れは主に押し波によって発生し,これにより漂流 物が取水口に到達する可能性がある |
| 参考1-2 | 「図1.3-5 : 荒浜側防潮堤内敷地の漂流物の 挙動」 | 荒浜側防潮堤内敷地の漂流物の挙動に関する検討 津波の押し波・引き波に応じて山側・海側へ移動する流れが生じるが海 域には流出しない |
| 参考1-3 | 「図1.4-5 : 港湾内海底の露出時の航行不能 船舶及び保安林の配置」 | 港湾内海底露出に対する漂流物の挙動に関する検討 港湾内の海底が露出する期間に「航行不能船舶」及び「保安林」は港 湾内露出範囲に浸入しない |
| 参考1-4 | 「図1.4-8:7号機取水口前面水位と発電所 周辺の漂流物の挙動(防波堤あり)」 「図1.4-9:7号機取水口前面水位と発電所 周辺の漂流物の挙動(防波堤なし)」 | 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討 海水貯留堰の天端が露出している期間に「直近海域」への侵入は無く, 気中衝突は発生しない |
| 参考1-5 | 「図1.4-9:7号機取水口前面水位と発電所 周辺の漂流物の挙動(防波堤なし)」 (基準津波1) | 発電所北側1.5km付近の漂流物の挙動に関する検討 貯留堰方向への移動量が大きい期間においては海水貯留堰の天端は 露出することなく,また,「直近海域」への侵入も無いため,気中衝突 は発生しない |

【参考1-1】 取水口に到達する可能性がある漂流物の挙動に関する検討(1/2)

基準津波2:防波堤あり





【参考1-1】 取水口に到達する可能性がある漂流物の挙動に関する検討(2/2)

基準津波2:防波堤あり

- 津波第六波引き波の後(225分)から津波第七波の押し波(240分)にかけて,港口から津波が流入し港湾中央付近に向かう 流れが発生する。
- 津波第七波の引き波(245分)からその引き波の後(255分)にかけて、港内から津波が流出し港口に向かう流れが発生する。
- 津波第七波引き波の後(255分)から津波第八波の押し波(265分)にかけて、港口から再び津波が流入し港湾中央付近に 向かう流れが発生する。また,港口付近では局所的に渦状の流れが発生する。
- 津波第八波の引き波(270分,275分)により、港内から津波が流出し港口に向かう流れが発生する。
- このように港口から港湾内への流れは主に押し波によって発生し、これにより漂流物が取水口に到達する可能性がある。









©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【参考1-2】 荒浜側防潮堤内敷地の漂流物の挙動に関する検討③

(m) (m) 4.0 3.8 3.6 3.4

3.2 3.0 2.8 2.6 2.4 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.2 1.0 0.8 0.6 0.4 0.2

ΤΞΡϹΟ



【参考1-3】 港湾内海底露出に対する漂流物の挙動に関する検討(1/2) 基準津波2:防波堤あり

TEPCO



【参考1-3】 港湾内海底露出に対する漂流物の挙動に関する検討(2/2)

基準津波2:防波堤あり



図参1-3-2:経時的な流向・流速を用いた発電所周辺の漂流物の挙動に係る検討(基準津波2,防波堤あり)

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討①(1/2)

基準津波1:防波堤あり







図参1-4-2:経時的な流向・流速を用いた発電所周辺の漂流物の挙動に係る検討(基準津波1,防波堤あり)

【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討② (1/2)

基準津波1:防波堤なし





【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討② (2/2)

基準津波1:防波堤なし



図参1-4-4:経時的な流向・流速を用いた発電所周辺の漂流物の挙動に係る検討(基準津波1,防波堤なし

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討③ (1/2)

基準津波2:防波堤あり

TEPCO



【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討③ (2/2)

基準津波2:防波堤あり



図参1-4-6:経時的な流向・流速を用いた発電所周辺の漂流物の挙動に係る検討(基準津波2,防波堤あり)

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【参考1-4】海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討④ (1/2)

基準津波2:防波堤なし





【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討④ (2/2)

基準津波2:防波堤なし



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討⑤ (1/2)

基準津波3:防波堤あり







【参考1-4】海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討⑥ (1/2)

基準津波3:防波堤なし





【参考1-4】 海水貯留堰露出に対する漂流物の挙動に関する検討⑥ (2/2)

基準津波3:防波堤なし



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【参考1-5】 発電所北側1.5km付近の漂流物の挙動に関する検討(1/2) 基準津波1:防波堤なし

TEPCO



【参考1-5】 発電所北側1.5km付近の漂流物の挙動に関する検討(2/2) 基準津波1:防波堤なし

TEPCO



【参考2】 港湾内の海底の露出が確認される時刻







【参考3】海水貯留堰天端露出時刻における護岸部浸水深さ分布




【参考4】漂流物化防止対策

【参考4-1】漂流物化防止対策 ~「燃料等輸送船」~



■構内海域に存在する、「燃料等輸送船」、「浚渫作業関連船舶」及び「その他作業船」について以下のとおり漂流物化防止対策を実施する。

【燃料等輸送船】

- ▶ 襲来までに時間的な余裕がある津波(基準津波1 及び2)に対しては緊急退避が可能
- 時間的な余裕がない津波(基準津波3)に対しては、津波発生時に「荷役」行程中であった場合、 緊急退避ができない可能性があるが、以下の理由から航行不能とはならず、第一波経過後に退避が可能
 - 津波高さと喫水の関係から、岸壁を超えない。
 - 岸壁に接触しても防げん材を有しているとともに、二 重船殻構造等十分な船体強度を有する。
 - 船舶内に人員が常駐している。

⇒ 燃料等輸送船は海水貯留堰に到達 しないと整理



【参考4-2】漂流物化防止対策 ~「浚渫作業関連船舶」~



【浚渫作業関連船舶】

- ▶ 浚渫作業関連船舶としては、「浚渫船」、「揚錨船」、「曳船」及び「土運船」が該当
- ▶ 「浚渫船」はストックアンカーにて係留
- ▶ 「揚錨船」及び「曳船」は状況に応じて退避するか, 浚渫船に係船
- ▶ 「土運船」ついては, 基本的に「浚渫船」に係船
- ▶ 海象条件が悪い場合は、土運船が港湾内で単独で待機している状況があるが、その際は、土運船は、事前に海中に沈めた重りに係留
 - ⇒ 浚渫作業関連船舶は海水貯留堰に到達しないと整理



【参考4-3】 漂流物化防止対策 ~「その他作業船」~



漂流物衝突によるリスクを低減するため, 港湾内作業船に対して以下の対策を実施

- ▶ 港湾内の作業船舶は、「大湊側港湾内」、「荒浜側港湾内」、「発電所全体港湾内又は「港湾 外(発電所付近)」で作業を実施(図参4-3-1参照)
- ▶「発電所全体港湾内」又は「港湾外(発電所付近)」で作業する船舶は、到達が早い基準津波 3に対しても沖合1.5kmまで(あるいは構外の海岸に)退避可能であるため(図参4-3-2参照)、津波時には港湾内から退避する運用とする。
- ▶「大湊側港湾内」及び「荒浜側港湾内」で作業する船舶は退避できない可能性を考慮し、剛性が 小さいゴムボートを使用する運用とする。



【参考4-4】漂流物化防止対策 ~「車両」(1/4)~



- ▶ 大湊側海岸線の車両として、図参4-4-1に示 す範囲に駐停車する車両を抽出
- ▶ 当該範囲に駐停車する車両について、図参4-4-2のフローに基づき運用を選択し、漂流物衝 突によるリスク低減を図る。(車種ごとに適用す る運用を次頁に示す。)



表参4-4-1:大湊側護岸部に駐停車する車両に対して定める運用 スタート 運用名称 運用詳細 No. 発電所の運営に No 入域禁止 必要なものか 車両密度評価を実施し、密度が1.05t/m^{3%}より大きいことを確認する。 (1) 密度評価 Yes 保守的となる衝突荷重算定式を選択した上で衝突荷重評価を実施し, 衝突荷重 密度が1.05t/m Yes ①密度評価 (2)より大きいか 評価 海水貯留堰の機能に影響が無いことを確認する。 No 🚽 代替車両 (3) 分類No.①又は②で整理される車両で代替する。 Yes 衝突影響が の利用 ②衝突荷重評価 軽微か No 退避時気 津波警報発令時に、気相部を開放(窓、扉及びタンクを開放)した (4) Yes 代替車両の 相部開放 トで人員が退避する。 ③代替車面の利用 利用が可能か No 人員及び機材の積み下ろし時のみ図参4-4-1の範囲に停車を可とする。 停車時間 (5) 万一護岸部に停車している期間に津波警報が発令された場合は,④ ④退避時気相部開放 ⑤停車時間制限 制限 気相部開放を適用する。

※津波時の浮遊砂濃度を保守的に1%と設定した場合の海水密度

図参4-4-2:車両運用選択フロー

【参考4-4】漂流物化防止対策 ~「車両」(2/4)~



表参4-4-2:大湊側護岸部に駐停車する車両の抽出結果(車種ごとの代表例)及び適用する運用の一覧

| 車種 | 用途 | 適用する運用の分類 | 車両 重量[t] | 気相部開放無し 時の密度[t/m ³] | 気相部開放有り 時の密度[t/m ³] |
|----------------------------------|----------|---|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 小型建設用車両 (スキッドローダー,高所作業車 等) | 汚泥集積 | ①密度評価 | 1.07 | 3.26 | 不要 |
| 軽自動車 | 人員/資機材運搬 | ②衝突荷重評価 | 0.83 | 0.25 | 選択しない |
| 乗用車 | 人員運搬 | ③代替車両(軽自動車)の利用(困難な場合は⑤停車時間制限) | 2.00 | 0.28 | 3.26 |
| 中型トラック | 資機材運搬 | ③代替車両(軽自動車又は大型 トラック)の利用 (困難な場合は④退避時気相部開放) | 4.02 | 0.80 | 2.55 |
| ユニック | 設備吊り上げ | ③代替車両(大型建設用車両)の利用(困難な場合は④退避時気相部開放) | 5.11 | 0.97 | 2.81 |
| 大型トラック(トレーラー含む) | 資機材運搬 | ①密度評価 | 9.70 | 1.36 | 不要 |
| バキューム車 | 汚泥集積 | ③代替車両(大型建設用車両)の利用(困難な場合は④退避時気相部開放) | 6.18 | 0.51 | 1.37 |
| 大型建設用車両 (クレーン,高所作業車等) | 設備吊り上げ等 | ①密度評価 | 7.32 | 1.18 | 不要 |

※ 大湊側護岸部の主要作業(取水路等点検作業)の至近実績から縦軸をリストアップ

⇒・軽自動車以外は, 密度評価あるいは運用対策の実施により海水貯留堰に衝突しないものと整理 ・軽自動車のみ海水貯留堰に衝突する可能性があるものとして抽出



退避時気相部開放運用の実効性

【運用の概要】

大湊側護岸部に車両を駐停車する場合であって、津波警報発令時に車両による退避が困難な場合は、気相部 開放措置(窓を全開にする、ドアを開放する、タンク蓋を開放する。)した上で人員が退避すること。

【適用可能な対象車両】

中型トラック, ユニック, バキューム車

【運用の前提条件】

本運用を適用する場合は、気相部開放措置を実行可能な作業者を常に車両の付近に配置する 体制とする。(ただし、車両操作等との兼務は可とする。)

【車両の水没時間と衝突時間の関係】

- ▶ JAFの実施した試験映像より、気相部開放運用を適用した場合、遅くとも浸水後7分経過時点で車両は 水没する。
- 基準津波波形より、押波により車両が漂流し、引き波で海域に流出し、次の押波で海水貯留堰に衝突 するまでは少なくとも12分間は要する。
- ▶ 気相部開放運用を実施することにより、貯留堰に衝突するまでに車両を水没させることが可能となる。





バキューム車の退避時気相部開放運用

- ▶ バキューム車については、退避時気相部開放運用として、タンクカバーの開放も実施
- ▶ タンクカバー開放完了までに要する時間は約5分であり、完了後に退避するとしても、津波の到達までに十分な時間余裕がある。



【参考4-5】 漂流物化防止対策 ~「タンク(LLW輸送容器)」~

- ▶ LLW輸送容器については、空荷の場合もしくは内容物が軽量の場合は漂流物となる可能性があるため、LLW輸送車両に固縛するとともに、空荷の場合は4t以上の重りを積載する。
- ▶ また,併せて退避時気相部開放措置を適用する。



ΤΞΡϹΟ



<論点2>

耐津波設計における浸水防護重点化範囲等の設計について 【指摘事項に対する回答】

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

▶ 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の指摘事項に対する回答

| No. | 実施日 | 指摘事項 |
|-----|------------------------|--|
| 1 | 令和2年7月9日 第874回 審査会合 | 浸水防護重点化範囲の設定について,技術基準規則12条(溢水)の観点からの説明となっているが, 技術基準規則6条(耐津波)への適合性への観点について整理して説明すること。特に浸水防護重点化 範囲のうち浸水を想定するエリアについての基準への適合の考え方,論理を説明すること。 |
| 2 | 令和2年7月9日 第874回 審査会合 | 復水器水室出入口弁及びタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁並び復水器エリアと循環水ポンプエリアの境 界の止水対策の位置付けについて,耐津波,溢水の観点から整理し,設計方針・設計条件について説明 すること。また,溢水対策に含まれていない津波対策の有無についても整理して説明すること。 |

□ 技術基準規則第6条

設計基準対象施設が基準津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切 な措置を講じなければならない。

- □ 設置許可基準規則 別記3 (青字部は独自に追記)
 - 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準 津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。
 - Sクラスに属する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。
 - 二 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止すること。(外郭防護2)
 - 三上記の前二号に規定するものの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、 浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、<u>津波による溢水</u>を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、<u>浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと</u>。(内郭防護)



1. 浸水防護重点化範囲の設定

1.1 浸水防護重点化範囲の設定

・Hx/A :タービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリア

- □ 設置変更許可時に説明を行った浸水防護重点化範囲に以下エリアを追加。
- □ タービン建屋地下2階,地下中2階のタービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリア(Hx/A)及び 復水器を設置するエリア(C/A)の一部には,静的なSクラス機器(配管,電路等)が存在するため, 浸水防護重点化範囲と設定する。
- □ タービン建屋地下1階, 1階にも静的なSクラス機器(配管, 電路等) が存在するため浸水防護重点 化範囲と設定する。 (WP/A: @環本ポンプを設置するエリア ・RSW/A:#常開た冷却系を設置するエリア ・SW/A: #常開た冷却系を設置するエリア ・SW/A:#常開た冷却系を設置するエリア



<u> 図1:浸水防護重点化範囲</u>

1.2 内郭防護として保守的に想定する溢水事象(その1)



- □ 工認審査ガイド「3.5.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」を踏まえ、内郭防護として図2 に示す事象を保守的に想定する。
- □ 図2における各溢水事象について、次頁以降に示す各事象における事象進展を考慮し、設置許可基準 規則別記3における「津波による溢水」に該当するか否かを以下のとおり整理
 - (a) 復水器エリアにおける循環水系の破損に伴う海水流入 ⇒ 内部溢水事象
 - (b) タービン補機冷却海水配管の破損に伴う海水流入 ⇒ <u>内部溢水事象</u>
 - (c) 循環水ポンプエリアにおける循環水系の破損に伴う海水流入⇒ 内部溢水事象, その後津波事象
 - (d) 屋外タンク等の損傷に伴う保有水流出 ⇒ <u>内部溢水事象</u>
 - (e) サブドレン停止に伴う地下水位上昇 ⇒ 内部溢水事象



1.2 内郭防護として保守的に想定する溢水事象(その2)



- (a) 復水器エリアにおける循環水配管の破損に伴う溢水の事象進展
 - ① 地震により系統保有水及び海水が復水器エリアに流入(内部溢水事象)
 - - ⇒復水器エリアにおける循環水配管の破損に伴う溢水は内部溢水事象と整理



1.2 内郭防護として保守的に想定する溢水事象(その3)



(b) タービン補機冷却海水配管の破損に伴う溢水の事象進展

- ① 地震により系統保有水及び海水がタービン補機冷却系熱交換器エリアに流入 (内部溢水事象)
- ② 津波が到達する前に吐出弁が閉止しているため、津波の流入無し(弁の閉止は地震後 津波の最高水位到達は地震後約40分(基準津波1)(到達の早い基準津波3の場合でも地震後 約15分))
 - ⇒<u>タービン補機冷却海水配管の破損に伴う溢水は内部溢水事象</u>と整理



1.2 内郭防護として保守的に想定する溢水事象(その4)



- (c) 循環水ポンプエリアにおける循環水系の破損に伴う溢水の事象進展
 - ① 地震により系統保有水及び海水が循環水ポンプエリアに流入(内部溢水事象)
 - ② 循環水ポンプの押込みにより、水位がT.M.S.L.約+11.85mまで上昇
 - ③循環水ポンプ電動機の浸水によりポンプが停止、内部溢水が停止
 - ④ 津波の到達により津波が流入(津波事象)
 - ⇒循環水ポンプエリアにおける循環水系の破損に伴う溢水は最初は内部溢水事象が発生し,



1.3 各溢水事象を踏まえた設計方針

- □ 津波による溢水が発生する区画については、津波による影響を可能な限り小さくすることを目的とし、別記3における「浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、それらに対して 浸水対策を施すこと」を適用し、同エリアと浸水防護重点化範囲の境界に浸水防止対策を実施する。
- □ 内部溢水による溢水が発生する区画については、同エリアと連接する浸水防護重点化範囲の特性を考慮し、浸水防護重点化範囲内に設置される施設・設備の安全機能喪失を防止する設計とする。
- □ 具体的には表1に示す設計とする。

| | 浸水防護重点化範囲 | 浸水防護重点化範囲 (浸水を想定するエリア) |
|-------------------------------------|--|---|
| 範囲内に設置す | 耐震 S クラス動的機器(ポンプ,電源盤等), | 耐震 S クラス静的機器(配管,電路等) |
| る設備 | 耐震 S クラス静的機器(配管,電路等) | (浸水により機能喪失しないことを確認) |
| 津波による浸水 | 浸水経路に対して浸水対策を実施し,当該範 | 浸水経路に対して浸水対策を実施し,当該範 |
| が発生する区画 | 囲の浸水を防止することで,安全上重要な機 | 囲の浸水を防止することで,安全上重要な機器 |
| に隣接する場合 | 器の機能喪失を防止 | の機能喪失を防止 |
| 内部溢水による 浸水が発生する 区画に隣接する 場合 | 動的機器については,浸水により機能喪失する ため,区画内が浸水することが無い設計とする 必要がある。 | 浸水を前提とし, 安全性評価を実施し, 安全上 重要な機器が機能喪失しないことを確認 |

表1: 浸水防護重点化範囲の設計方針

1.4 設備特性に基づく浸水防護重点化範囲の分類



□ 前頁の考え方に基づき,図1で示した「浸水防護重点化範囲」について、それぞれの区画の特性を踏まえ、以下のとおり整理



図6:浸水防護重点化範囲の分類

(T.M.S.L.12.3m)



2. 浸水対策

2.1 各境界の位置付けの整理



□ 耐津波工認審査ガイドを踏まえ,発生する溢水の種類(津波,内部溢水)により以下通り境界の整理を行う。

| 溢水が発生 する区画 | 溢水伝播の防止先 | 境界における対策 の位置付け | 図 7 での 線種 | 備考 |
|---------------|---------------------------|-----------------------------|--------------|--|
| 津波による 溢水 | 浸水防護重点化範囲 | | | |
| | 浸水防護重点化範囲 (浸水を想定するエリア) | <mark>津波対策</mark> (内郭防護) | | |
| | スの他区面 | | | その他区画を介し、浸水防護重点化範囲へ浸水する ことを防止する箇所の止水対策は、津波対策に含める |
| | ての他と画 | 内部溢水対策 | | _ |
| 内部溢水による溢水 | 浸水防護重点化範囲 | | | _ |
| | 浸水防護重点化範囲 (浸水を想定するエリア) | 内部溢水対策 | | ・一部境界は,互いのエリアの溢水を伝播させないため, 内部溢水対策を実施 |
| | その他区画 | | | |

2.2 浸水防護重点化範囲等の止水対策(その1)



□ 地震等により機器が破損した場合は、津波及び地震による溢水の流入を防止する。技術基準規則6 条(耐津波)へ適合させるため、津波による溢水が想定される範囲との境界部に、止水対策を内郭 防護として実施する必要がある。



2.2 浸水防護重点化範囲等の止水対策(その2)

- TEPCO
- □ 前頁の基準適合範囲の整理に対し、当社は内部溢水対策も含める形で耐津波設計における内郭 防護の設計を行い、工認補正申請している(2018年12月)。なお、内郭防護の浸水対策範囲 を図8に示す。



- (b): タービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリア(Hx/A)
- (c): 循環水ポンプを設置するエリア(CWP/A)

の浸水対策を実施する範囲

: 外郭防護(参考)

2.3 『浸水防護重点化範囲(浸水を想定するエリア)』の基準適合性(そのTFPCO

□ 浸水防護重点化範囲(浸水を想定するエリア)に関し耐津波工認ガイドへの適合状況を表2に整理 する。

表2:工認審査ガイドの適合状況

| ガイドに記載 | されている「規制基準における要求事項等」, 「確認内容」 | 浸水防護重点化範囲(浸水を想定するエリア)とその境界 |
|---------------------------------------|--|---|
| 3.5.2 浸水防護重点化範 囲の境界における浸 水対策 | 津波による溢水を考慮した浸水範囲, 浸水量を安全側に想定する こと。 | 津波による溢水は想定されない。ただし,地震後の溢水に ついては,弁が閉止するまでにポンプが起動し続け配管破 損箇所からの溢水が流入すると想定 |
| 小 对 束 | 浸水範囲, 浸水量の安全側の想定に基づき, 浸水防護重点化範 囲への浸水の可能性のある経路, 浸水口(扉, 開口部, 貫通口 等)を特定し, それらに対して浸水対策を施すこと。 | 境界の壁には貫通口等があるため浸水を想定するが, 溢 水量の低減ために弁を自動閉止するインターロックを設置 |
| | 【確認内容】(3) 浸水防護重点化範囲の境界において特定した経路, 浸水口におけ る浸水防止設備の位置・仕様・強度を確認する。(中略) 確認の詳細を「5. 浸水防止設備に関する事項」に示す。 | _ |
| | 【確認内容】(4) 浸水範囲への浸水が安全機能への影響がないことを確認するため, 浸水防護重点化範囲への浸水量(漏水量)を確認するとともに,範 囲内への浸水が重要な安全機能を有する設備等の機能に影響を及 ぼさないことを確認する。浸水量評価及び安全評価の確認の詳細を 「7.浸水量評価に基づく安全性評価」に示す。 | 復水器エリアはT.M.S.L.約+2.4mまで浸水,タービン 補機冷却系熱交換器エリアはT.M.S.L.約-0.8mまで浸 水すると想定。 重要な安全機能を有する設備等として静的機器(耐震 S クラス配管・電路)があるが,「安全性評価」を実施,機能 が喪失しないことを確認 |

- □ 『浸水防護重点化範囲(浸水を想定するエリア)』については,
- ✓ 内部溢水対策で設置する復水器水室出入口弁及びタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の隔離 システムと、循環水ポンプを設置するエリア((c)のエリア)の壁並びに止水対策により、地震時の内 部溢水は発生するものの津波の流入は防止。
- ✓ なお、地震時に発生した内部溢水の浸水に対して、当該エリアに設置する耐震 S クラスの静的機器が機能喪失しないことを確認。
 - ▶ 上記の通り、可能な限り浸水対策を実施し、浸水範囲からの溢水が浸水防 護重点化範囲へ浸水する場合を想定して浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認

→技術基準規則第6条及び耐津波工認ガイドに適合していると整理

▶ 復水器水室出入口弁及びタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁は、 溢水量低減が主目的であり、 地震後の津波到達前に閉止しているため内部溢水対策設備と整理するが、 閉止後の弁に作用する津波に対して、 弁閉止状態維持が必要であることから、 耐津波設計方針に追加



タービン建屋地下2階(T.M.S.L.-5.1m)



タービン建屋地下1階(T.M.S.L.4.9m)

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社





【参考1】復水器水室出入口弁等を反映させる工認図書



- □ 「復水器水室出入口弁」及び「タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁」は,内部溢水の評価の前提 となる溢水量を低減させる主目的である。
- □ 一方, 耐津波設計においても弁の閉止状態が保たれていることが期待されるため, 以下の工認図 書を提出。
 - ✓ <u>弁の耐津波設計における設計方針</u>
 ⇒「V-1-1-3-2 津波への配慮に関する説明書」に追記
 - ✓ <u>Ss地震後も弁が動作可能なこと</u>
 ⇒「V-2-別添2 溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書」に新規追加

✓ 余震(Sd地震)及び津波の波力を受けた場合でも弁の閉止状態が維持されること
 ⇒「V-1-1-3-2 津波への配慮に関する説明書」に関連する補足説明書に新規追加

【参考2】耐震 S クラスの静的機器(配管,電路等)の浸水評価について TEPCO

□ 浸水防護重点化範囲(浸水を想定するエリア)については、安全性評価を実施し、安全機能に影響がないことを確認する(表参-1参照)。

| | 影響評価内容 | | 検討 | 結果 | |
|-------------------|---------------|---|---|---|--|
| 設備 | 系統 | 水圧による 損傷 | ② 電気接続部 の没水 | 水圧による 損傷 | ② 電気接続部 の没水 |
| 配管 | 原子炉補機 冷却水系 | 浸水による水頭圧 (外圧)による配管 の構造的損傷の 可能性 | _ | 配管設置箇所で 想定される最大の 水頭圧 0.08MPa ^{*1} に対 し許容圧力 (0.40MPa)が上 回ることを確認 | _ |
| 電路 (ケーブル) 等 | 原子炉補機 冷却水系 | 浸水による水頭圧 (外圧)による電路 (ケーブル)の構造 的損傷の可能性 | 浸水する電路 (ケーブル)の電気 接続部の有無確 認,電気接続部 があれば,その没 水による影響評価 | 電路設置箇所で 想定される最大の 水圧条件(静水 圧換算:7.5m 以上)を考慮した 設計であることを 確認 | 電気接続部がないことを確認 |

表参-1:配管, 電路等の浸水影響評価結果

注記*1:タービン建屋内最地下階の水位7.5mからの換算値



<論点3>

建物・構築物における地震応答解析モデルの既工認からの変更点 【指摘事項に対する回答】

▶ 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の指摘事項に対する回答

| No. | 実施日 | 指摘事項 |
|-----|-------------------------|--|
| 1-1 | 令和2年6月16日 第867回 審査会合 | 隣接建屋の影響について、柏崎刈羽原子力発電所が軟岩サイトに立地していること及び6・7号機がツインプラ ントであるため建屋群が近接していることから、他サイトに比べて影響が大きいと考えられるため、評価内容を説明 すること。(7月16日回答部分) |
| 1-2 | 令和2年7月16日 第877回 審査会合 | 建屋の隣接効果の確認について、線形解析に基づく応答比率(隣接応答倍率)を用いて非線形挙動を示す 建屋及び機器・配管系の影響評価を行うことの妥当性を説明すること。 |
| 1-3 | 令和2年7月16日 第877回 審査会合 | 機器・配管系への影響検討について、今回の検討における設計用床応答曲線 I 及び設計用床応答曲線 II の 位置付け、詳細評価の算定プロセス、評価対象設備並びに詳細評価結果(隣接応答倍率と裕度の変化率の 関係)の考察を詳細に説明すること。 |

指摘事項に対する回答(指摘事項No.1-2)

TEPCO

■指摘事項No.1-2

建屋の隣接効果の確認について、線形解析に基づく応答比率(隣接応答倍率)を用いて非線形挙動を示す建屋 及び機器・配管系の影響評価を行うことの妥当性を説明すること。

 $\overline{}$

■回答

- ①躯体関係の応答増幅の影響検討(P.112及びP.113)
- ・荷重と変位の関係から、線形(隣接考慮)/線形(隣接非考慮)に基づく応答倍率は、非線形(隣接考慮) /非線形(隣接非考慮)に基づく応答倍率より保守的に設定が可能である。
- ・躯体関係の評価においては、上記のとおり、保守的に設定した隣接応答倍率を用いて、各部位の解析手法に応じた評価を実施していることから、保守的な評価となる。なお、せん断ひずみで評価する耐震壁については、非線形性を考慮した影響評価が必要となることから、エネルギー定則により非線形性も踏まえた適切な評価を実施している。

②建物付帯設備の応答増幅の影響検討(P.112、P.117及びP.118)

・躯体関係同様に、保守的に設定した隣接応答倍率を、計算式による応力・変形量評価(建屋の非線形性等を 考慮した地震応答解析に基づく水平地震力を用いた評価)に掛けることで保守的な評価が可能である。

③機器・配管系への影響検討(P.121)

・原子炉建屋、原子炉格納容器、原子炉本体基礎の剛性低下により、荷重及び加速度の応答は、線形でモデル化した場合よりも非線形でモデル化した方が低減されたものとなる。また、床応答スペクトルは周期方向の変動があると考えられるが、設計で考慮している拡幅等を踏まえるとその影響は小さいと考えられる。以上より。線形解析に基づく応答比率を用いて非線形挙動を示す建屋に設置された機器・配管系の影響評価を行うことは妥当である。

指摘事項に対する回答(指摘事項No.1-3)



■指摘事項No.1-3

機器・配管系への影響検討について、今回の検討における設計用床応答曲線 I 及び設計用床応答曲線 I の位置 付け、詳細評価の算定プロセス、評価対象設備並びに詳細評価結果(隣接応答倍率と裕度の変化率の関係)の 考察を詳細に説明すること。

 $\overline{}$

■回答

①設計用床応答曲線 I 及び設計用床応答曲線 I の位置づけ(P.123)

- ・地震応答計算書に基づく設計用床応答曲線(設計用床応答曲線 I)、設計用床応答曲線 Iを上回るように作成したもの(設計用床応答曲線 II)の2種類を設定している。
- ・このうち設計用床応答曲線Iを用いた評価において許容値を満たすことを耐震性が確保される判断基準としている。
- ②詳細評価の算定プロセス(P.125)
 - ・詳細評価では、水平方向の設計用 I (設計用床応答曲線 I 及び設計用最大応答加速度 I) に隣接応答倍 率を考慮した耐震条件による耐震評価を行い、発生値が許容値を満足することを確認する。
 - ・詳細評価に用いる床応答スペクトル(水平方向)は、設計用床応答曲線 I に対して簡易評価で用いた隣接応答 倍率を一律に乗じる方法により算出することを基本とし、裕度が隣接応答倍率以上とならなかった場合には、固有周 期に応じた個々の隣接応答倍率を乗じる方法により算出する。

③評価対象設備(P.121)

・検討対象は、原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋に設置されるSクラス機器、常設 SA機器(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡 張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張))、波及的 影響を防止すべき機器としている。

④詳細評価結果の考察(P.131)

・影響評価結果において、隣接応答倍率に対して、簡易評価から詳細評価への裕度の減少が比較的小さい傾向が みられる。これは簡易評価で設計用 II を使用し、一方で、詳細評価で設計用 I に対して隣接応答倍率を乗じたも のを使用していること等複数の要因が考えられる。 【概要】

- 柏崎刈羽原子力発電所は、軟岩サイトに立地していること及び第6、7号機がツインプラントであるため、図1に示す とおり、建屋群(耐震安全上重要な建物・構築物(原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理 建屋))が近接していることから、隣接建屋の影響を確認する必要がある。
- しかしながら、建物・構築物の地震応答解析は、構造的に一体となっている建屋ごとに独立して構築した質点系モデルを用いて実施しており、耐震評価においては、隣接建屋の影響は考慮していない。
- 以上より、隣接建屋の影響が原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋の構造健全性に与える影響を確認する。



図1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機配置図



隣接建屋の影響に関する検討

【検討概要】

- 第7号機の原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋について、実際の建屋配置状況に 則して各建屋を配置する場合(隣接モデル)と、各建屋を単独でモデルする場合(単独モデル)の地震応答解 析を実施し、両者の建屋応答を比較することで隣接建屋が建物・構築物の耐震評価に与える影響を確認する。
- 検討にあたっては、第7号機は第6号機と隣接しているため、6号機原子炉建屋及び6号機タービン建屋をモデル 化対象建屋に含む。図2に評価に用いる隣接モデル及び各建屋の単独モデルについて示す。



図2 評価に用いる隣接モデル及び各建屋の単独モデル(左:各建屋の単独モデル、右:隣接モデル)



隣接建屋の影響に関する検討

【解析条件】

- 建屋のモデル化は、各建屋の地震応答計算書(「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」等)に基づく。
- 地盤のモデル化は、ソリッド要素でモデル化し、NS方向470m、EW方向287.6mの領域をモデル化し、地盤モデル ٠ 底面は解放基盤位置(T.M.S.L.-155.0m)とする。地盤モデルの境界は、底面粘性境界、側面粘性境界かつ 繰り返し境界とする。
- 入力地震動は、全周期帯の応答が大きく、耐震評価への影響が大きい弾性設計用地震動Sd-1とする。表1に弾 ٠ 性設計用地震動Sd-1に基び、地盤物性を示す。
- 建屋の基礎は剛体として考慮し、弾性設計用地震動Sdに基づく解析であることから、浮き上がりは考慮せず、底面 ばねについては完全固着として、基礎底面と支持地盤が同一に挙動するように結合する。建屋側面と側面地盤間 の結合イメージを図3に示す。

表 1 地盤物性(弾性設計用地震動Sd-1)



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社
【解析結果(原子炉建屋)】

 地震応答解析より得られた原子炉建屋の 最大応答値について、全建屋を考慮した 隣接モデル(ALL)と原子炉建屋を単独 でモデル化したケース(S1)の比較結果を 図4(1/2)に示す。

【傾向分析】

- 原子炉建屋の加速度については、地上部 より上層において、隣接建屋を考慮した場 合、応答が大きくなる傾向が見られる。
- せん断力については、建屋下層において、
 隣接建屋の影響により応答が小さくなる傾向が見られるものの、建屋中間層では応答が大きくなる傾向が見られる。



図4(1/2) 最大応答値の比較(左:加速度、右:せん断力)

【解析結果(原子炉建屋)】

地震応答解析より得られた原子炉建屋の最大応答値について、
 全建屋を考慮した隣接モデル(ALL)と原子炉建屋を単独でモデル化したケース(S1)の比較結果を図4(2/2)に示す。

【傾向分析】

- 原子炉建屋の曲げモーメントについては、建屋下層において、隣 接建屋の影響により応答が小さくなる傾向が見られる。
- 原子炉建屋のオペフロ階(T.M.S.L.31.7m)における加速度 応答スペクトル(EW)については、加振方向に隣接するタービン 建屋の固有周期付近(1次~3次程度)で隣接影響と推測さ れる応答増幅が伺える。また、加速度応答スペクトル(NS)につ いては、6棟連成の影響による応答性状となっている。



T.M.S.L. (m)

49.7

38 2

31.7

23.5

18.1

12.3

4.8

-1.7

-8.2

0

T.M.S.L. (m)

5 10

外壁部

30

M ($\times 10^{6}$ kN · m)

RCCV部 一隣接非老膚

---隣接考慮

— 隣接非考慮
 — 隣接考慮

15 20 25

T. M. S. L. (m)

49.7

38.2

31.7

23.5

18.1

12.3

4.8

-1.7

-8.2

0 5 10 15 20 25 30

T. M. S. L. (m) 49.7 外壁部

M ($\times 10^{6}$ kN · m)

— 隣接非考慮

- 隣接考慮

RCCV部

____ 醚培老膚

ΤΞΡϹΟ

【応答増幅の影響について】

- 隣接建屋の影響によって応答が増幅又は減少する効果があることを確認した。影響が見られる応答成分や方向に 違いが見られることから、これらの効果を建屋毎に確認する。
- 本ページ以降において、「耐震評価を実施している躯体関係の応答増幅の影響検討」、「建物付帯設備(建物・ 構築物)の応答増幅の影響検討」及び「機器・配管系への影響検討」について、それぞれ結果を示す。

【躯体関係の応答増幅の影響検討】

- 検討対象を表2に示す。
- 隣接建屋を考慮した応答倍率(隣接考慮/隣接非考慮)と、各検討対象の評価結果より影響検討を行う。

| 検討対象 | 建屋名称 | 検討対象 | 建屋名称 |
|---|---------------------------|-----------------------|----------|
| | 原子炉建屋 | | 原子炉建屋 |
| 좌종명 | コントロール建屋 | 甘쟈っᅳづ | コントロール建屋 |
| | タービン建屋 | 至候へフノ | タービン建屋 |
| | 廃棄物処理建屋 | | 廃棄物処理建屋 |
| | | | |
| | | 検討対象 | 建屋名称 |
| 検討対象 | 建屋名称 | 屋根トラス | 原子炉建屋 |
| 原子炉格納容器コンクリート部 | | | |
| (RCCV) | 原子炉建屋 | 検討対象 | 建屋名称 |
| | | 主排気筒 | 原子炉建屋 |
| | | | |
| 検討対象 | 建屋名称 | 検討対象 | 建屋名称 |
| 使用済燃料貯蔵プール(SFP) | 原子炉建屋 | 復水貯蔵槽(CSP) | 廃棄物処理建屋 |
| ©Tokvo Electric Power Company Holdings. | Inc. All Rights Reserved. | 「載禁止」東京電力ホールディングス株式会社 | TEPCO |

表2 検討対象

【躯体関係の応答増幅の影響検討】

- 評価に用いる隣接応答倍率は、弾性設計用地震動Sd-1に基 づく応答倍率を用いることとしている。図5に示すとおり、線形(隣接考慮)/線形(隣接非考慮)に基づく応答倍率は、非 線形(隣接考慮)/非線形(隣接非考慮)に基づく応答倍 率より保守的に設定することができる。
- 隣接応答倍率を、建屋の非線形性等を考慮した地震応答解析 ٠ 及び応力解析に基づく耐震評価結果に掛けることによって、応答 増幅の影響検討を行う。
- 表3に躯体関係の応答増幅の影響検討結果の概要を示す。 ٠

線形 (隣接考慮) 隣接応答倍率:大 線形 (隣接非考慮) 隣接応答倍率:小 荷重 非線形(隣接考慮 非線形 (隣接非考慮) 変位

> 図5 荷重と変位の関係

| 検討対象 | 建屋名称 | 評価に用いる隣接応答倍率 | 概略評価結果 |
|-----------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---|
| 耐震壁 | 原子炉建屋、コントロール建屋、 タービン建屋、廃棄物処理建屋 | 各建屋のせん断力の隣接応答倍率 | せん断ひずみ:OK |
| 基礎スラブ | 原子炉建屋、コントロール建屋、 タービン建屋、廃棄物処理建屋 | 各建屋の基礎スラブ直上のせん断力及び 曲げモーメントの隣接応答倍率 | コンクリート・鉄筋 または必要鉄筋量 : OK 面外せん断力 : OK |
| 屋根トラス | 原子炉建屋 | 隣接応答倍率(隣接ケースの検定値/ 単独ケースの検定値) | 主トラス、つなぎばり、 上弦面水平ブレース:OK |
| 原子炉格納容器 コンクリート部(RCCV) | 原子炉建屋 | せん断力及び曲げモーメントの隣接応答 倍率 | コンクリート・鉄筋:OK、膜力:OK 面内せん断力:OK、面外せん断力:OK |
| 使用済燃料貯蔵 プール(SFP) | 原子炉建屋 | 加速度、せん断力及び曲げモーメントの隣 接応答倍率 | コンクリート・鉄筋 : OK、軸力 : OK 面内せん断力 : OK、面外せん断力 : OK |
| 主排気筒 | 原子炉建屋 | 隣接応答倍率(隣接ケースの検定値/ 単独ケースの検定値) | 鉄塔部、筒身部、基礎:OK |
| 復水貯蔵槽 (CSP) | 廃棄物処理建屋 | せん断力及び曲げモーメントの隣接応答 倍率 | 必要鉄筋量:OK 面外せん断力:OK |
| okvo Electric Power Company | Holdings Inc. All Rights Reserved | 影複制,転載禁止, 東方雲力ホールデアパス株式 | |

表3 躯休関係の応答増幅の影響検討結果の概要

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

表4 線形解析に基づく隣接応答倍率を用いることの妥当性について

| No. | 検討対象 | 解析手法 | 線形解析に基づく隣接応答倍率を用いることの妥当性 |
|-----|--|--|--|
| 1 | ・耐震壁 | ・地震応答解析 | ・耐震評価にあたっては、基準地震動Ssによる地震応答解析により算定されたせん断ひずみが許容値以内であることを確認している。 ・隣接応答倍率を踏まえた評価としては、せん断ひずみに隣接応答倍率を乗じた評価を基本とするが、図6に示すとおり、耐震壁の非線形性を考慮する必要がある場合はエネルギー定則による評価を実施しており、非線形性も踏まえた適切な評価を実施している。 |
| 2 | ・基礎スラブ ・原子炉格納容器 コンクリート部 ・使用済燃料貯蔵 プール ・復水貯蔵槽 | ・応力解析 (地震応答解析による 加速度、せん断力及び 曲げモーメントに基づく地 震荷重を入力) | ・耐震評価にあたっては、地震応答解析により算定された加速度、せん断力及び曲げモーメントに基づく地震荷 重を用いて応力解析を実施し、発生値が許容値以内であることを確認している。 ・隣接応答倍率を踏まえた評価としては、簡易評価(隣接応答倍率を発生値に乗じた評価)、もしくは詳細評 価(隣接応答倍率を考慮した地震荷重による評価)により、許容値以内であることを確認しているが、線形解 析に基づく隣接応答倍率が保守的であるため、評価結果は保守的である。 |
| 3 | ・屋根トラス ・主排気筒 | ・時刻歴応答解析 (解析モデル下端レベル の時刻歴応答波形を入 力) | ・耐震評価にあたっては、解析モデル下端レベルにおける原子炉建屋の時刻歴応答波形に基づく時刻歴応答解 析を実施し、主要耐震部材の耐震性を確認している。 ・隣接応答を踏まえた評価としては、隣接応答倍率(隣接モデルによる応答波形を入力した場合と単独モデル による応答波形を入力した場合の検定値の比率)を、耐震評価の検定値に乗じることにより許容値以内である ことを確認しているが、線形解析に基づく隣接応答倍率が保守的であるため、評価結果は保守的である。 |
| | τ 🛔 | | |



図6 エネルギー定則によるせん断ひずみの評価方法(耐震壁)



【躯体関係の応答増幅の影響検討】

• 原子炉建屋耐震壁、原子炉建屋基礎スラブ及び原子炉格納容器コンクリート部の影響検討について、図7に評価フローを示す。また、次ページ以降にフローに基づく具体的な評価内容について示す。



図7 評価フロー

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社



【原子炉建屋の耐震壁の応答増幅の影響検討】

- 原子炉建屋の耐震壁については構造強度の観点から、地震応答解析による評価結果として最大せん断ひずみが 許容限界(2.0×10⁻³)を超えないことを確認している。
- 耐震壁の応答増幅の検討においては、最大せん断ひずみにせん断力の隣接応答倍率を乗じた場合の評価を行う。 評価に際しては、材料の不確かさを考慮した最大せん断ひずみを用いる。
- 原子炉建屋の耐震壁において、隣接応答倍率を乗じた場合の最大せん断ひずみは、0.721×10-3(EW方向、 地下1階壁)であり、許容限界(2.0×10-3)以内であることから、構造健全性に問題ないことを確認した。

【原子炉建屋の基礎スラブの応答増幅の影響検討】

- 上部構造物から伝わる基礎スラブへの地震時反力を地震荷重として考慮することから、基礎スラブ直上の部材におけるせん断力及び曲げモーメントの隣接応答倍率を用いる。評価に用いる隣接応答倍率を表5に示す。
- 原子炉建屋の基礎スラブについては、耐震計算書において、すべての地震応答解析の最大応答値を包絡した保守 的な荷重に基づく応力解析を実施している。RCCV底部及び周辺部基礎においては、検定値が最大となる評価項 目の検定値に、隣接応答倍率の最大値1.07を乗じることとする。
- 評価結果を表6に示す。耐震壁同様に、隣接建屋の影響を考慮しても構造健全性に影響はないことを確認した。

| 項目 | NS方向 | EW方向 |
|----------------|------|------|
| せん断力(建屋部) | 0.75 | 0.86 |
| せん断力(RCCV部) | 0.74 | 0.82 |
| 曲げモーメント(建屋部) | 0.82 | 0.66 |
| 曲げモーメント(RCCV部) | 1.07 | 1.06 |
| 最大値 | 1.07 | 1.06 |

表5 評価に用いる隣接応答倍率

| 部位 | 評伯 | 西項目 | 方向 | 検定値 | 隣接応答 倍率 | 評価結果 | |
|--------|------------|--------------|----|--------|------------|--------|--|
| RCCV底部 | 面外 せん断力 | 面外せん断 応力度 | 放射 | 0.832* | 1.07 | 0.891* | |
| 周辺部基礎 | 面外 せん断力 | 面外せん断 応力度 | EW | 0.785 | 1.07 | 0.840 | |

表6 隣接建屋を考慮した基礎スラブの評価結果

注記*:応力平均化後の値を示す。



【原子炉格納容器コンクリート部(RCCV)の応答増幅の影響検討】

- RCCVについては、V-2-9-2-1「原子炉格納容器コンクリート部の耐震性についての計算書」の評価結果に対して 部位に応じたせん断力の応答倍率を乗じた評価(以下、「簡易評価」という。)を実施する。
- 簡易評価では、RCCVの耐震計算書における荷重状態Ⅲ~Vのすべての組合せケースについて、応力解析による 発生値に応答倍率を乗じた評価値を許容値と比較する。
- 簡易評価結果から、「組合せケース5-3(荷重状態 V・(異常+地震)時(3))」のMS/FDW開口における 面外せん断応力度の評価値のみが許容値を超えることを確認した。
- そのため、当該ケースについて、RCCVの耐震計算書の地震荷重に部位に応じたせん断力及び曲げモーメントの応 答倍率を乗じた地震荷重を用いて応力解析(以下、「詳細評価」という。)を実施する。
- 詳細評価結果を表7に示す。表7に示すとおり、簡易評価ではNGとなったMS/FDW開口の面外せん断応力度に ついて発生値が許容値以内であることを確認した。また、その他部位の各評価項目についても、発生値が許容値を 超えないことを確認した。以上より、構造健全性に問題ないことを確認した。

| | | 発生値(許容値) | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------------|----------|---------------------------------------|--------|--------|--------|-------------------|--|--|--|--|--|
| Ē | 平価項目 | シェル部及び | トップスラブ部 | 貫通 | 局部 | | | | | | | |
| | | シェル部 | ル部 トップスラブ部 MS/FDW開口 L/Dアクセス トンネル開口 | | | | L/Dアクセス トンネル開口 | | | | | |
| | コンクリート圧縮ひずみ | 0.425 | 0.314 | 0.365 | 0.455 | 0.439 | | | | | | |
| 等価膜力 | (×10 ⁻³) | (3.00) | (3.00) | (3.00) | (3.00) | (3.00) | | | | | | |
| + 曲げモーメント | 鉄筋ひずみ | 1.08 | 0.692 | 1.22 | 1.26 | 0.902 | | | | | | |
| | (×10 ⁻³) | (5.00) | (5.00) | (5.00) | (5.00) | (5.00) | | | | | | |
| 時七 | 圧縮応力度 | 8.50 | | | | 0.126 | | | | | | |
| 加夫ノリ | (N/mm ²) | (21.4) | | | | (21.4) | | | | | | |
| 西内44 版力 | 面内せん断応力度 | 2.15 | | | | 1.59 | | | | | | |
| 面内での西方 | (N/mm ²) | (5.73) | | | | (6.25) | | | | | | |
| 面外 + 4 断 + 5 | 面外せん断応力度 | 0.788 | 2.11 | 1.86 | 0.666 | 1.18 | | | | | | |
| 面がらいのの | (N/mm ²) | (1.73) | (2.60) | (2.05) | (2.09) | (1.83) | | | | | | |

表7 詳細評価結果

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【建物付帯設備(建物・構築物)の応答増幅の影響検討】

- 検討対象を表8に示す。
- 隣接建屋を考慮した応答倍率(隣接考慮/隣接非考慮)と、各検討対象の評価結果より影響検討を行う。
- 具体的には、各検討対象の耐震性の計算方法に応じて、最大応答加速度の比較または最大応答せん断力の比 較から求まる隣接応答倍率aを、隣接非考慮時の最大検定値に乗じて求めた各検査対象の検定値が1を超過し ないことを確認する。

| 検討対象 | 建屋名称 | 検討対象 | 建屋名称 |
|--------------|----------|--------------|--------|
| 中央制御室待避室遮蔽 | コントロール建屋 | 取水槽閉止板 | タービン建屋 |
| | | | |
| 給 討対象 | 建屋名称 | 検討対象 | 建屋名称 |
| 燃料取萃庄 | | 水密豆 | 原子炉建屋 |
| ブローアウトパネル | 原子炉建屋 | 小山岸 | タービン建屋 |
| | | | |
| | | 検討対 象 | 建屋名称 |
| 検討対象 | 建屋名称 | ᅶᇴᆖᄮᆡᅶᄪ | 原子炉建屋 |
| 主蒸気系トンネル室 | 原子炉建屋 | 水铅扉付止水堰 | タービン建屋 |
| | | | |
| | | 検討対象 | 建屋名称 |
| 検討対象 | 建屋名称 | | 原子炉建屋 |
| 原子炉建屋エアロック | 原子炉建屋 | 正 小 埵 | タービン建屋 |

表8 検討対象

表9 線形解析に基づく隣接応答倍率を用いることの妥当性について

| No. | 検討対象 | 耐震評価内容 | 線形解析に基づく隣接応答倍率を用いることの妥当性 |
|-----|---|--|--|
| 1 | ・中央制御室待避室遮蔽 ・燃料取替床 ブローアウトパネル ・主蒸気系トンネル室 ブローアウトパネル ・原子炉建屋エアロック ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・水密扉付止水堰 ・止水堰 | 計算式による応力・変形量評価 (地震応答解析による加速度・せん断力 に基づく地震荷重を入力) | ・耐震評価にあたっては、地震応答解析により算定された加速度・せん断力に基づく水平地震 力を用いて計算式による応力・変形量評価を実施し、発生値が許容値以内であることを確認 している。 ・隣接応答倍率を踏まえた評価としては、いずれの建物付帯設備についても、簡易評価(隣 接応答倍率を発生値に乗じた評価)により、許容値以内であることを確認しているが、線形 解析に基づく隣接応答倍率が保守的であるため、評価結果は保守的である。 |



【建物付帯設備(建物・構築物)の応答増幅の影響検討】 建物付帯設備(建物・構築物)の影響検討について、図8に評価フローを示す。なお、評価に用いる隣接応答倍率 は、躯体関係の評価と同様に、弾性設計用地震動Sd-1に基づく応答倍率を用いる。



図8 評価フロー



【建物付帯設備(建物・構築物)の応答増幅の影響検討】 表10に建物付帯設備(建物・構築物)の応答増幅の影響検討結果を示す。

最 大 隣接応答倍率 検定値 検討対象 検定値 倍率a 応力種別・方向 中央制御室待避室遮蔽 新設壁 せん断・NS 0.850 1.00* 0.850 C/B 2階 T.M.S.L.17.3m 燃料取替床ブローアウトパネル Sd閉機能維持 0.489 加速度·NS 0.534 1.09 R/B 4階 T.M.S.L.41.1m~45.18m Ss開機能維持 0.119 せん断・EW 1.12 0.134 主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル Sd閉機能維持 0.001 1.20 加速度·EW 0.002 R/B 1階 T.M.S.L.12.3m~23.5m Ss開機能維持 1.27 せん断・NS 0.136 0.173 FCS室エアロック ヒンジピン 1.16 組合せ(曲げ, せん断)・EW 0.434 0.374 R/B 1階 T.M.S.L.12.3m ギャラリー室エアロック 締付ローラー 定格荷重•EW 0.123 1.24 0.153 R/B 4階 T.M.S.L.34.5m タービン補機冷却用海水取水槽閉止板 戸当り 0.05 1.04 曲げ・NS 0.06 T/B 地下1階 T.M.S.L.4.9m 水密扉 アンカーボルト 0.73 1.08 せん断・EW 0.79 R/B 地下2階 T.M.S.L.-1.7m 水密扉 締付装置受けピン 0.21 1.16 組合せ(曲げ, せん断)・EW 0.25 R/B 1階 T.M.S.L.12.3m 水密扉 アンカーボルト 0.69 1.04 せん断・NS 0.72 T/B 地下1階 T.M.S.L.4.9m 水密扉付止水堰 止水堰部アンカーボルト 0.51 1.25 せん断・NS 0.64 R/B 4階 T.M.S.L.31.7m 水密扉付止水堰 止水堰部アンカーボルト 0.28 せん断・NS 1.04 0.30 T/B 1階 T.M.S.L.12.3m 鋼製落し込み型堰 0.42 1.04 アンカーボルト 引張・NS 0.44 T/B 1階 T.M.S.L.12.3m 綱板組合せ堰 アンカーボルト 0.24 1.25 引張・NS 0.30 R/B 4階 T.M.S.L.31.7m

表10 影響検討結果

注記*:隣接応答倍率は0.96であり1を下回るため倍率aを1.00とした。

【機器・配管系への影響検討/検討方針】

- 検討対象は、原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋に設置されるSクラス機器、常設 SA機器(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張))、波及的影 響を防止すべき機器とし耐震計算書に記載の評価(構造強度評価及び機能維持評価)の結果に対して隣接建 屋の影響を確認する。
- 隣接応答倍率(隣接考慮/隣接非考慮)と各検討対象の裕度(許容値/発生値)の比較による簡易評価お ٠ よび隣接応答倍率を考慮した耐震条件による詳細評価を行う。(図9)
- 原子炉建屋、原子炉格納容器、原子炉本体基礎の荷重-変位関係を考える際、コンクリートのひび割れを考慮した 第一折れ点を超えた領域では、剛性低下が生じる。剛性低下により、線形でモデル化する場合よりも、非線形でモデ ル化する方が荷重応答としては、低減されたものとなる。また、荷重と加速度(震度)は対応するため、非線形でモデ ル化する方が加速度応答としても、低減されると考えられる。床応答スペクトルは剛性低下により、長周期側にシフトす る周期帯があると考えられる。しかし、設計に用いる床応答スペクトルにおいて考慮する周期幅の拡幅等を踏まえるとそ の影響は小さいと考えられる。よって、震度や荷重においては、線形に基づく応答倍率を用いて、機器・配管系の影響 評価を実施することは、妥当であると考えらえる。



【機器・配管系への影響検討/原子炉建屋の床応答スペクトル】

• 地震応答解析より得られた原子炉建屋の加速度応答に基づく床応答スペクトルについて、全建屋を考慮した隣接 モデル(ALL)と原子炉建屋を単独でモデル化したケース(S1)の比較結果を図10に示す。



図10 床応答スペクトルの比較(R/B、水平方向(NS、EW包絡)、減衰定数2.0%) ©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止東京電力ホールディングス株式会社

【機器・配管系への影響検討/耐震条件の考え方】

- 耐震条件として、設計用最大応答加速度 I 及び設計用床応答曲線 I (以下、「設計用 I 」という)及び設計 用最大応答加速度 II 及び設計用床応答曲線 II (以下、「設計用 II」という)を設定している。
 - ①設計用 I:建物・構築物の地震応答解析より得られた応答に材料物性の不確かさ等の影響を考慮して作成 した設計用最大応答加速度及び設計用床応答曲線
 - ②設計用 I:設計用 I 以上となるように作成した設計用最大応答加速度及び設計用床応答曲線



- 耐震計算書においては、機器毎に設計用 I 又は設計用 I のいずれかを用いて計算した結果を示している。
- 設計用 Ⅱ は設計用 Ⅰ 以上となるように大きめに設定した耐震条件であり、設計用 Ⅰ を用いた評価において許容値 を満たすことが、耐震性が確保されることの判断基準となる。
- 隣接影響検討においても同様に、機器・配管系の設計に設計用 II を用いたものであっても、設計用 I を用いた隣 接影響評価により影響がないことを確認できれば、耐震性が確保されていることが確認できる。

【機器・配管系への影響検討/簡易評価】

- 簡易評価では、各検討対象の耐震計算書に記載される裕度が隣接応答倍率以上となることを確認する。
- 評価に用いる隣接応答倍率は、機器の一次固有周期以下で最大となる値を用いる方法(方法A)により算出す ることを基本とし、裕度が隣接応答倍率以上とならなかった場合には、機器の各固有周期において最大となる値を 用いる方法(方法B)により算定する。 (図12)
- 設計用 II による簡易評価で隣接応答倍率が裕度を上回った場合は、設計用 I での裕度が隣接応答倍率以上と なることを確認する。



【機器・配管系への影響検討/詳細評価】

- 詳細評価では、隣接建屋の影響として水平方向の設計用 I に隣接応答倍率を考慮した耐震条件による耐震評価を行い、発生値が許容値を満足することを確認する。
- 詳細評価に用いる床応答スペクトル(水平方向)は、設計用床応答曲線Iに対して簡易評価で用いた隣接応答 倍率を一律に乗じる方法(方法a)により算出することを基本とし、裕度が隣接応答倍率以上とならなかった場合に は、固有周期に応じた個々の隣接応答倍率を乗じる方法(方法b)により算出する。(図14)



【機器・配管系への影響検討/時刻歴応答解析を行っている機器・配管系に対する検討】

- 機器・配管系のうち、時刻歴応答解析を行っているものとして、原子炉建屋クレーンがある。
- クレーン本体が水平方向に車輪部でのすべり挙動を示すため、時刻歴応答解析で求める計算値(クレーン本体応力、浮上り量、吊具荷重)は、鉛直入力による応答が支配的である。
- 隣接影響評価においては、隣接建屋による水平方向の応答増幅の影響を確認する観点から、水平方向の応答増幅の影響が考えられる部位(脱線防止ラグ)を代表部位として評価している。
- 代表部位については最大応答加速度による隣接応答倍率を用いた簡易評価を行い、裕度が隣接応答倍率を上回ることを確認している。



図16 構造図(原子炉建屋クレーン)



【機器・配管系への影響検討/連成系モデルで評価する機器・配管系に対する検討】

- 原子炉建屋との連成系モデルで評価する機器については、原子炉建屋との接続点における隣接応答倍率を用いて その他の対象設備と同じ影響検討により耐震性に影響が無いことを確認する。 (確認結果を表12に示す)
- 原子炉建屋との接続点は、ダイヤフラムフロア、原子炉建屋基礎版及び燃料交換ベローズがあるが、剛性が大きく地 ٠ 震力の伝達に支配的と考えられるダイヤフラムフロア及び原子炉建屋基礎版を代表として、影響確認に用いる接続 (図17参照)なお、確認に用いる接続点における隣接応答倍率については、原子炉建屋モデ 点として選定する。 ルにおける同位置での隣接応答倍率を用いる。



無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【機器・配管系への影響検討/評価結果】

• 表11に簡易評価で「隣接応答倍率>裕度」となり詳細評価が必要となった機器について、影響検討結果を示す。

| | | | 標高 | > h | 一次 | 使用 | | 笛 | 育易評価 | | 詳細評価 | | | | |
|-----|--------------------|-------|---------------------|----------|-----------------|-------------|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|--------------|--------------------|--------------|------|----|
| No. | 機器名称 | 建屋 | T. M. S. L. (m) | 減衰 定数 | 固有 周期 (s) | 耐震条件 | 評価 部位 | 応力 分類 | 裕度 | 隣接応答 倍率 [算定方法] | 評価条件 算出方法 | 発生値 (MPa) | 許容値 (MPa) | 裕度 | 結果 |
| 1 | 配管 (CUW-PD-1) | K7R/B | 23.5 | 2.0% | 0. 130 | II (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 0. 87 ^{*1} (0. 0359) | 1.19 [方法 A] | 方法 a | 360 | 366 | 1.01 | 0 |
| 2 | 配管 (HPCF-R-3) | K7R/B | -1.7 | 2.0% | 0. 173 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 0. 99*1 (0. 0003) | 1.19 [方法 A] | 方法 a | 385*1 (0.0004) | 376 | 0.97 | 0 |
| 3 | 配管 (HPCF-W-1) | Rw/B | -1.1 | 2.0% | 0. 147 | ∏ (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.06 | 1.42 [方法 A] | 方法 a | 338 | 356 | 1.05 | 0 |
| 4 | 配管 (MUWC-W-1) | Rw/B | -1.1 | 2.0% | 0.172 | ∏ (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.06 | 1.56 [方法 A] | 方法 a | 342 | 354 | 1.03 | 0 |
| 5 | 配管 (RCW-T-4) | K7T/B | -1.1 | 2.0% | 0.147 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 0. 56 ^{*1} (0. 2071) | 1.09 [方法 A] | 方法 a | 827*1 (0.2546) | 450 | 0.54 | 0 |
| 6 | 配管 (HPCF-R-024) | K7R/B | 4.8 | 3.0% | 0.076 | ∏ (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.13 | 1.16 [方法 A] | 方法 a | 389 | 434 | 1.11 | 0 |
| 7 | 配管 (RCW-T-1) | K7T/B | -1.1 | 2.0% | 0. 139 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 0. 98 ^{*1} (0. 0189) | 1.09 [方法 A] | 方法 a | 486*1 (0.0202) | 466 | 0.95 | 0 |
| 8 | 配管 (RCW-T-3) | K7T/B | -1.1 | 2.0% | 0.098 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 0. 61 ^{*1} (0. 1617) | 1.09 [方法 A] | 方法 a | 762*1 (0. 1628) | 466 | 0.61 | 0 |
| 9 | 配管 (RCW-T-5) | K7T/B | -1.1 | 2.0% | 0. 161 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.03 | 1.09 [方法 A] | 方法 a | 454 | 466 | 1.02 | 0 |
| 10 | 配管 (SGTS-R-3) | K7R/B | 23.5 \sim 49.7 | 2.0% | 0.160 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.19 | 1.28 [方法 A] | 方法 b | 378 | 422 | 1.12 | 0 |
| 11 | 配管 (HCVS-R-1) | K7R/B | 12.3 ~ 31.7 | 2.0% | 0. 165 | I (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.22 | 1.62 [方法 A] | 方法 b | 248 | 300 | 1.21 | 0 |
| 12 | 配管 (FCVS-R-5) | K7R/B | $18.1 \\ \sim 31.7$ | 2.0% | 0.164 | I (FRS) | 配管 | 一次+二次 | 1.40 | 1.59 [方法 A] | 方法 b | 320 | 342 | 1.07 | 0 |

表11 影響検討結果(1/2)

注記*1: 一次+二次応力の計算結果が許容応力を上回るが,疲労評価を実施し疲労累積係数が許容値1を満足することで,耐震性を有することを確認している。()内に疲労累積係数を示す。

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. 無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【機器・配管系への影響検討/評価結果】

• 表11に簡易評価で「隣接応答倍率>裕度」となり詳細評価が必要となった機器について、影響検討結果を示す。

| | | | 標高 | ~~~ | 一次 | 使用 | | 留 | 育易評価 | | | 詳約 | 評価 | | |
|-----|------------------------------------|-------|--------------------|--------------|-----------------|------------|-----------------------------|-----------|---------------------------------|----------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------|------|----|
| No. | 機器名称 | 建屋 | T. M. S. L. (m) | 減 表 定数 | 固有 周期 (s) | 耐震 条件 | 評価 部位 | 応力 分類 | 裕度 | 隣接応答 倍率 [算定方法] | 評価条件 算出方法 | 発生値 (MPa) | 許容値 (MPa) | 裕度 | 結果 |
| 13 | 使用済燃料 貯蔵プール 水位・温度 (SA) | K7R/B | 31.7 | 1.0% | 0.160 | I (FRS) | 架構 | 組合せ | 1. 38 | 1.58 [方法 A] | 方法 a | 160 | 205 | 1.28 | 0 |
| 14 | 使用済燃料 貯蔵プール 水位・温度 (SA 広域) | K7R/B | 18.1 ~31.7 | 1.0% | 0. 151 | I (FRS) | 支持 架台 ^(部材) | 組合せ | 1.02 | 1.56 [方法 A] | 方法 a | 203 | 205 | 1.00 | 0 |
| 15 | 下部ドライウェ ルアクセストン ネルフリーブ及 | K7D/D | -1 7 | 1 0% | 0.090 | Ι | P3 | 一次 +二次 | 0.86 ^{*1} (0.266) | 1.16 [方法 A] | 方法 a | 528 ^{*1} (0. 509) | 393 | 0.74 | 0 |
| 15 | ベルスターク及 び鏡板(所員用 エアロック付) | KTK/D | 1. (| 1.0% | 0.089 | (FRS) | P2 | 一次 +二次 | 0. 88 ^{*1} (0. 237) | 1.16 [方法 A] | 方法 a | 518 ^{*1} (0. 462) | 393 | 0.75 | 0 |
| 16 | 下部ドライウェ ル所員用 エアロック | K7R/B | -1.7 | 1.0% | 0.089 | I (FRS) | P12 | 一次 +二次 | 0.80 ^{*1} (0.369) | 1.16 [方法 A] | 方法 a | 570 ^{*1} (0. 712) | 393 | 0.68 | 0 |
| 17 | 原子炉補機 冷却系 熱交換器 | K7T/B | 4.9 | _ | _ | I (ZPA) | 胴板 | -次 +二次 | 0. 78 ^{*1} (0. 827) | 1.04 [-] | _ | 683^{*1} (0. 667 ^{*2}) | 497 | 0.72 | 0 |

表11 影響検討結果(2/2)

注記*1: 一次+二次応力の計算結果が許容応力を上回るが,疲労評価を実施し疲労累積係数が許容値1を満足することで,耐震性を有することを確認している。()内に疲労累積係数を示す。

*2: 個別に設定する等価繰返し回数(120回)を用いて算出した値。なお、耐震計算書では一律に設定する等価繰返し回数(200回)を用いている。

【機器・配管系への影響検討/評価結果(連成系モデルで評価する機器・配管系)】

• 表12に簡易評価で「隣接応答倍率>裕度」となり詳細評価が必要となった機器(原子炉建屋との連成系モデルで 評価する機器)の影響検討結果を示す。

| | | | 標高 | | 一次 | | 簡易評価 | | | 詳細評価 | | | | | |
|-----|----------------------------|----------------|--|----------|-----------------|-------------|-----------------------------|----------------------|-------|----------------------|--------------|-------------------|--------------|------|----|
| No. | 機器名称 | 建屋 | T. M. S. L. (m) | 减衰 定数 | 固有 周期 (s) | 耐震条件 | 評価 部位 | 応力 分類 | 裕度 | 隣接応答 倍率 [算定方法] | 評価条件 算出方法 | 発生値 (MPa) | 許容値 (MPa) | 裕度 | 結果 |
| 1 | 管 (MS-PD-28) | K7R/B (PCV) | 18.44 | 2.0% | 0.228 | II (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.11 | 1.87 [方法 A] | 方法 b | 260 | 300 | 1.15 | 0 |
| 2 | 管 (MS-PD-29) | K7R/B (PCV) | 18.44 | 2.0% | 0.247 | II (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.31 | 1.87 [方法 A] | 方法 a | 321*1 (0.6689) | 300 | 0.93 | 0 |
| 3 | 管 (MS-PW-11) | K7R/B (PCV) | 1.7 | 0.5% | 0.273 | II (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.06 | 1.87 [方法 A] | 方法 a | 301*1 (0.0003) | 278 | 0.92 | 0 |
| 4 | 管 (MS-PW-13) | K7R/B (PCV) | 1.7 | 0.5% | 0.219 | II (FRS) | 配管 | 一次 +二次 | 1.38 | 1.87 [方法 A] | 方法 a | 269 | 278 | 1.03 | 0 |
| 5 | クエンチャサポ ート基礎 | K7R/B (PCV) | 1.7 | 0.5% | 0.273 | II (FRS) | 基礎 ボル ト | 引張 応力度 | 1.69 | 1.87 [方法 A] | 方法 a | 304 | 454 | 1.49 | 0 |
| 6 | 原子炉格納容器 配管貫通部 (X-62) | K7R/B (PCV) | 12.3 | 2.0% | 0.249 | II (FRS) | スリーブ フランジ プレート 結合部 | 一次 +二次 | 1.02 | 1.61 [方法 B] | 方法 a | 350 | 393 | 1.12 | 0 |
| 7 | 出力領域モニタ | K7R/B (炉内) | $ \begin{array}{r} 10.161\\ \sim\\ 14.433\end{array} $ | 1.0% | 0.308 | I (FRS) | 校正用導 管カバー チューブ | 一次一般 膜+一次 曲げ応力 | 1. 27 | 1.36 [方法 B] | 方法 b | 223 | 225 | 1.00 | 0 |

表12 影響検討結果(連成系モデルで評価する機器・配管系)

注記*1: 一次+二次応力の計算結果が許容応力を上回るが,疲労評価を実施し疲労累積係数が許容値1を満足することで,耐震性を有すること を確認している。()内に疲労累積係数を示す。



【機器・配管系への影響検討/評価結果に対する考察】

- 影響評価結果(表11,12)において、隣接応答倍率に対して、簡易評価から詳細評価への裕度の減少が比較 的小さい傾向がみられる。これは以下の要因により生じているものと考えている。
 - (1) 簡易評価では耐震計算書に記載される裕度を用いており、設計用Ⅱを用いているものがあるが、詳細評価では全て設計用Ⅰに対して隣接応答倍率を乗じたもので耐震計算をおこなっていること。 (表11 No.1,3,4,6 及び 表12 No.1~6)
 - (2)隣接応答倍率の考慮方法として、簡易評価では最大の隣接応答倍率を用いるが、詳細評価では「固有周期に応じた個々の隣接応答倍率を乗じる方法(方法b)」により床応答スペクトルを算出していること。 (表11 No.10,11,12 及び表12 No.1,7)
 - (3) 簡易評価では「鉛直方向」を含めた全体の応力に対する裕度と隣接応答倍率を比較しているが、詳細評価 においては、隣接建屋による水平方向の応答増幅の影響を確認する観点から、水平方向のみに隣接応答 倍率を考慮していること。(表11 No.1~17 及び 表12 No. 1~7)
 - (4) 簡易評価では「地震荷重」「自重」「配管内圧」 を含めた全体の応力に対する裕度と隣接応答倍率を比較しているが、詳細評価においては、「地震荷重」のみに隣接応答倍率を考慮していること。 (表11 No.1~17 及び 表12 No. 1~7)

【まとめ】

隣接建屋の影響について確認した結果を、以下①~③に示す。

①耐震評価を実施している躯体関係の応答増幅の影響検討

原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋の躯体関係について、応答増幅による影響 評価を行い、いずれの施設においても、構造健全性に問題ないことを確認した。

②建物付帯設備(建物・構築物)の応答増幅の影響検討

原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋に内包される付帯設備について、応答増幅 による影響評価を行い、いずれの施設においても、構造健全性に問題ないことを確認した。

③機器・配管系への影響検討

原子炉建屋、コントロール建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋に設置される機器について、建物の応答増幅による影響評価を行い、いずれの機器においても、耐震性への影響がないことを確認した。



隣接建屋の影響に関する検討(参考)

【解析結果(コントロール建屋)】

地震応答解析より得られたコントロール建屋の最大応答値について、全建屋を考慮した隣接モデルとコントロール建 屋を単独でモデル化したケースの比較結果を図18に示す。



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

隣接建屋の影響に関する検討(参考)

【解析結果(タービン建屋)】

地震応答解析より得られたタービン建屋の最大応答値について、全建屋を考慮した隣接モデルとタービン建屋を単 独でモデル化したケースの比較結果を図19に示す。



無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

【解析結果(廃棄物処理建屋)】

• 地震応答解析より得られた廃棄物処理建屋の最大応答値について、全建屋を考慮した隣接モデルと廃棄物処理 建屋を単独でモデル化したケースの比較結果を図20に示す。



隣接建屋の影響に関する検討(参考)

【解析結果(各建屋の加速度応答スペクトル)】

• 地震応答解析より得られた各建屋の加速度応答スペクトルについて、全建屋を考慮した隣接モデルと各建屋を単独 でモデル化したケースの比較結果を図21に示す。



図21 最大応答値の比較(左から、コントロール建屋2階、タービン建屋2階、廃棄物処理建屋2階)

隣接建屋の影響に関する検討(参考)

【解析結果(傾向)】

原子炉建屋以外の各建屋における解析結果の傾向を、以下の①~③に示す。

①コントロール建屋の傾向(図18及び図21)

- ・加速度について、NS方向では、全体的に応答が小さくなる傾向が見られるものの、EW方向では建屋上層の応答が若 干大きくなる傾向が見られる。
- ・せん断力及び曲げモーメントについては、建屋下層において、応答が小さくなる傾向が見られる。

・加速度応答スペクトルについては、隣接考慮モデルでは6棟連成の影響による応答性状となっている。

②タービン建屋の傾向(図19及び図21)

- ・加速度については、建屋上層の鉄骨部において、応答が大きくなる傾向が見られる。
- ・せん断力については、建屋下層において、応答が小さくなる傾向が見られるものの、建屋中間層において、NS方向は小 さく、EW方向は大きくなる傾向が見られる。
- ・曲げモーメントについては、NS方向では全体的に小さく、EW方向では全体的に大きくなる傾向が見られる。
- ・加速度応答スペクトルについて、建屋規模の大きいタービン建屋では比較的隣接影響は小さい。

③廃棄物処理建屋の傾向(図20及び図21)

- ・加速度については、建屋下層においては、小さくなる傾向が見られるものの、建屋上層の鉄骨部において、一部応答が 大きくなる傾向が見られる。
- ・せん断力については、全体的に変動は小さいものの、一部応答が大きくなる傾向が見られる。
- ・加速度応答スペクトルについては、廃棄物処理建屋のNS方向について、加振方向に隣接するタービン建屋の固有周期の隣接影響と思われる応答が伺える。



<論点4>

建物・構築物の応力解析における弾塑性解析の採用 【指摘事項に対する回答】

本日のご説明内容

> 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の指摘事項に対する回答

| No. | 実施日 | 指摘事項 |
|-----|-------------------------|---|
| 1 | 令和2年7月30日 第880回 審査会合 | 床スラブの拘束効果の変動による感度解析について、コンクリート強度のばらつきに着目した条件設定の考え方をより明確にした上で、補助壁、中間壁、外壁等が床スラブの拘束効果に与える影響及びこれらの拘束効果がRCCVの評価結果に与える影響について、感度解析結果と関連付けて考察し説明すること。 |



■ 回答

 第880回 審査会合資料における「2.1 床スラブの拘束効果の変動による感度解析」における条件設定の考え 方を明確にした上で、その検討結果と「2.2 補助壁等による床スラブの拘束効果への影響」の検討結果の関 連を「2. 床スラブの拘束効果」のまとめとして整理した。

第880回 審査会合資料における「2. 床スラブの拘束効果」のまとめ

- 2.1 床スラブの拘束効果の変動による感度解析
- コンクリート強度による床スラブの拘束効果の変動として、コンクリート強度を大きくし、ヤング係数比で約14%増加させた感度解析を、床スラブによる拘束の影響が大きいと考えられるRCCVシェル部及び局部で検定値が最も大きいケースについて実施した。
- 実際にはRCCVと床スラブのコンクリートが同一であることを踏まえると、このような拘束効果の変動は生じないものと考えられるが、床スラブに加えてRCCVのコンクリート強度も大きくする場合、両者の剛性が同等となり、解析結果の差が小さくなると予測され、拘束効果及び評価結果に与える影響の把握には適さないと考えられるため、RCCVの剛性に対して床スラブの剛性が極端に大きくなるように、RCCVのコンクリート強度は変更せず、床スラブのみ変更した解析を実施した。
- 解析結果において,検定値の変化がほとんどないことから,床スラブの拘束効果の変動が評価結果に 与える影響が小さいことを確認した。
- 2.2 補助壁等による床スラブの拘束効果への影響
- 補助壁等による床スラブの拘束効果の変動は、外壁等により約5~9%、補助壁及び中間壁により 約5%となり、小さいことを確認した。

まとめ

床スラブの拘束効果の変動は、外壁等と補助壁及び中間壁で併せて約10~14%となり、2.1における感度解析で考慮した変動と同程度であり、2.1で床スラブの拘束効果の変動による感度が小さかったことを踏まえると、補助壁等による床スラブの拘束効果の変動が評価結果に与える影響も小さいと考えられる。







| 主な説明事項 | | |
|---------------------------------------|----|-----------------------------------|
| [1] 詳細設計段階における設置変更 許可審査時からの設計変更 | 1 | 中央制御室待避室の遮蔽設計の見直し |
| | 2 | 5号機原子炉建屋内緊急時対策所の遮蔽設計の見直し |
| | 3 | 5号機原子炉建屋内緊急時対策所可搬型電源設備の保管方法の変更 |
| | 4 | 復水移送ポンプ周りの手動弁の電動弁化及び屋内アクセスルートの見直し |
| [2] 設計方針に関する説明事項 | 1 | 使用済燃料貯蔵プール水位の監視 |
| | 2 | 重大事故等時の格納容器評価における評価条件 |
| | 3 | 火災感知器の配置 |
| | 4 | 地下水に対する浸水防護対策 |
| | 5 | 竜巻設計飛来物の感度解析 |
| | 6 | ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置 |
| [3] 耐震・強度評価に関する説明事項 | 1 | 津波漂流物の衝撃荷重(海水貯留堰) |
| | 2 | 地盤物性の設定 |
| | 3 | 基礎地盤傾斜による建物・構築物及び機器の耐震性への影響 |
| | 4 | 建物・構築物における地震応答解析モデルの既工認からの変更点 |
| | 5 | 原子炉本体基礎の復元力特性 |
| | 6 | 建物・構築物の応力解析における弾塑性解析の採用 |
| | 7 | 格納容器圧力逃がし装置基礎の地震応答解析モデルのモデル化方針 |
| | 8 | 屋外重要土木構造物のモデル化方針 |
| | 9 | 耐震評価における等価繰返し回数 |
| | 10 | 加振試験に基づく使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数の設定 |
| | 11 | 弁の動的機能維持評価(一定の余裕の確保) |
| | 12 | 燃料集合体の耐震性 |
| | 13 | 制御棒・破損燃料貯蔵ラックにおける排除水体積質量減算の適用 |
| | 14 | ECCSストレーナの耐震・強度評価への流動解析の適用 |